



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？
Author(s)	嶋, 拓哉
Citation	北大法学論集, 71(5), 1-43
Issue Date	2021-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80316
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_5_01_Shima.pdf



わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に 裁判権を行使してはいけないのか？

嶋 拓 哉

1. 問題の所在

民事訴訟法3条の5は、わが国に国際的な法定専属管轄が認められる場合として、日本法を設立準拠法とする会社等・財団に関する訴訟（1項）、公簿への登記・登録に関する訴訟（2項）、登録知財権の存否・有効性に関する訴訟（3項）の3つを規定する。この規定は一般に、主権国家としてのわが国が外国の裁判所による判断を許すべきでない事項は何かという視点から設けられたものと説明される¹。直接管轄の局面では、わが国の主観によれば、民事訴訟法3条の5に規定する3つの事項に関する裁判管轄権はわが国にのみ認められるべきこと、例えば、わが国不動産の登記移転・抹消請求訴訟はわが国でのみ提起されるべきであることを意味する。また間接管轄の局面では、仮に外国裁判所がこれら3つの事項について裁判権を行使し判決を下したとしても、当該判決はわが国で承認・執行し得ないこと、例えば、外国裁判所がわが国不動産について登記移転・抹消請求を認容する判決を下したとしても、その内国効力の承認・執行は民事訴訟法118条1号に基づき認められないことを意味する²。もとより、国際的な法定専属管轄の存在意義が必ずしも明

¹ 澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門〔第8版〕』（有斐閣、2018年）292頁。

² 松岡博編『国際関係私法入門〔第4版〕』（有斐閣、2019年）283頁〔多田望〕。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

快な形で説明がなされているわけではない³が、少なくとも、現在の明文規定を前提とする限りは、以上の結論に異論を差し挟む余地はないと考えられている。

では、さらに進んで、民事訴訟法3条の5に規定する連結点が外国に所在する事案についてわが国で訴訟が提起された場合に、わが国裁判所は如何なる判断をすべきであろうか。例えば、外国不動産の登記移転・抹消請求訴訟が被告住所地管轄を根拠としてわが国裁判所に提起された場合等がその典型である。立法担当者はこの点に関して、民事訴訟法3条の10の解釈論として、「日本の裁判所に提起された訴えが、法定専属管轄の定めのある訴えに該当し、その規定を適用すれば日本の裁判所に管轄権が認められる場合には、日本の裁判所が管轄権を有することとなり、その規定を適用すれば日本の裁判所に管轄権が認められない場合には、第3条の2以下の規定によれば日本の裁判所に管轄権が認められることとなるとき（例えば、被告の住所地が日本国内にあるとき）であっても、日本の裁判所の管轄権は認められず、訴えが却下される」⁴（下線は執筆者による）との解説を加える。主要な学説も概ねこの見解を支持する⁵。民事訴訟法3条の10は「第3条の2から第3条の4まで及び第3

³ 法定専属管轄の存在意義が必ずしも明確ではないことについては、横溝大「国際専属管轄」名古屋大学法政論集245号123頁以下（2012年）において詳細な検証がなされている。なお、法定専属管轄に否定的な立場を採るものとして、石黒一憲『現代国際私法（上）』（東京大学出版会、1986年）268頁以下等がある。

⁴ 佐藤達文＝小林康彦編著『一問一答・平成23年民事訴訟法等改正－国際裁判管轄法制の整備』（商事法務、2012年）165～166頁（同108頁でも、同様の解釈論を展開する）。なお、平成21年7月に公表された法務省民事局参事官室「国際裁判管轄法制に関する中間試案の補足説明」24～25頁でも、「試案は、登記等に関する訴え（中略）の国際裁判管轄について、登記等をすべき地が日本国内にあるときは、日本の裁判所にのみ提起すべきものとしている。この規律は法令上の専属管轄に類するものであり、登記等をすべき地が外国にあるとき（例えば、外国に所在する不動産の登記に関する訴え）は、日本の裁判所に訴えを提起することはできないこと（中略）を含意している」（下線は執筆者による）と説明する。

⁵ 櫻田嘉章『国際私法〔第7版〕』（有斐閣、2020年）365頁、松岡編・前掲注（2）283頁〔多田望〕、澤木＝道垣内・前掲注（1）293頁、中西康ほか『LegalQuest

条の6から前条(第3条の9)までの規定は、訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合には、適用しない(傍点及び括弧内は執筆者による)と定めるが、立法担当者及び主要な学説はこの条文を、わが国の法定専属管轄規定(典型的には民事訴訟法3条の5)の連結点がわが国に所在するか否かを問わず、訴訟が当該規定の定める法定専属管轄事項に関する限りは、一般的な管轄規定の適用を全面的に排除する趣旨である、と解しているものと考えられる。確かに最良目の立場から規定文言をみる限り、民事訴訟法3条の10はこれら立法担当者や主要な学説のように理解することも出来るであろう⁶。しかしながら、このように理解することに何の実益があるのかと問われれば、大いに疑問である⁷。こうした解釈を認めれば、「民事訴訟法3条の5に規

国際私法〔第2版〕(有斐閣、2018年)161頁、櫻田嘉章ほか編著『演習国際私法 Case30』(有斐閣、2016年)276～277頁〔長田真里〕、新堂幸司監修・高橋宏志＝加藤新太郎編『実務民事訴訟講座〔第3期〕第6巻』(日本評論社、2013年)321頁〔中西康〕。

⁶ もっとも執筆者は、こうした立法担当者及び主要な学説の見解には批判的であり、全く同意できない。民事訴訟法3条の5各項とも「〇〇に関する訴えの管轄権は、(××であるときは、)日本の裁判所に専属する」という態様を採って、如何なる場合にわが国の法定専属管轄が肯定されるかという問題を規律する。また民事訴訟法3条の10も「訴えについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合」と規定しており、同法3条の5自体がわが国の法定専属管轄を規律対象とするものであることを前提とした規定振りである。加えていずれの条項も、民事訴訟法第1編第2章第1節「日本の裁判所の管轄権」の中に設けられていることや、管轄規定は通常、外国の管轄を肯定する関係において自国の管轄を否定する制限機能(Derogationskonponent)を有しないこと等を踏まえると、これら条文が「いかなる場合に外国裁判所に法定専属管轄が認められるか」という問題をも規律対象に含む趣旨であると理解するのではなく、その規律対象はあくまでも「如何なる場合にわが国裁判所に法定専属管轄が認められるか」という問題に限るものであると理解することは、解釈論としても十分可能であり、かつより自然ではないかと考える。

⁷ 鈴木わかかな判事は、民事訴訟法3条の5第3項に関連して、「日本で設定の登録がされて発生する権利の存否又は効力に関する訴えについて日本の裁判所の専属管轄権を認めていることは、その裏返しとして当然に、外国で設定の登録がされて発生する権利の存否又は効力に関する訴えについて当該外国の裁判

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

定する法定専属管轄の連結点が外国に所在する場合には、仮令一般的な管轄規定に基づきわが国に国際裁判管轄が認められるときであっても、わが国裁判所は常に訴訟を却下すべきである」という結論を受け入れざるを得ない。わが国の国内法が定める基準に照らして外国に法定専属管轄が認められるからといって、何故にわが国が裁判管轄権の行使を抑制すべきとの結論に至るのかについて合理的な根拠を見出し得ないし、更に言えば、外国の国際民事訴訟法の規定如何によっては、当該訴えについての管轄権がいずれの国においても認められず、当事者が適正かつ迅速な形で司法救済を享受できないリスクすら存在する。そうした点を考慮すれば、民事訴訟法3条の10を、民事訴訟法3条の2から3条の4まで及び同法3条の6から3条の9までの規定と同様に、飽くまでわが国の国際裁判管轄のみを判断するための規定として位置付けたいうえで、直接管轄の局面においては、この規定は単に、「民事訴訟法3条の2から3条の4まで及び同法3条の6から3条の9までの規定の適用結果の如何に拘わらず、同法3条の5に基づきわが国の法定専属管轄が肯定されるのであれば、わが国の国際裁判管轄の根拠規定として、同法3条の5が優先されるべき」旨を示したものと理解すべきではないだろうか⁸。

所の専属管轄権を認めることを意味するものと解される。したがって、そのような訴えが日本の裁判所に提起された場合、却下されることになる」(鈴木わか「知的財産権訴訟の国際裁判管轄」高部真規子編著『最新裁判実務体系10 知的財産権訴訟Ⅰ』(青林書院、2018年)98頁。なお、傍点は執筆者による)と記述したうえで、同条2項に関しても「専属管轄の意義は、民事訴訟法3条の5第3項と同様である」とする(同101頁)。また、鈴木判事と同様の見解を示すものとして、牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務体系Ⅲ〔著作権法、その他、全体問題〕』(青林書院、2014年)423～424頁[井上泰人]がある。鈴木判事は当然のこととして理解している節が見受けられるが、民事訴訟法3条の5第3項に規定する内容を裏返して(＝双方向化して)適用し、外国で登録されて発生する権利の存否・効力に関する訴訟であればその外国に専属的に裁判管轄権が帰属するという結論を導き出すことに如何なる実際的な意義があるのか、執筆者には全く理解できない。

⁸ 賀集唱ほか編『別冊法学セミナー・基本法コンメンタール民事訴訟法1〔第3版追補版〕』(日本評論社、2012年)362頁[日暮直子]は、民事訴訟法3条の10について、「本条は、管轄権の専属の場合の適用除外についての規定であり、

また、学説の中には、民事訴訟法3条の5が外国裁判所に法定専属管轄がある場合の取扱いを間接的に定めているとする根拠として、同法145条3項及び同法146条3項但書を持ち出す見解もある⁹。民事訴訟法145条3項では、同法3条の5によりわが国の裁判所が中間確認の訴えについて専属管轄を有しない場合には、わが国の裁判所に当該訴えを行うことは認められない旨を、民事訴訟法146条3項但書は反訴について同旨を、それぞれ明文で規定する。確かに、これら条文が、民事訴訟法3条の5によりわが国に法定専属管轄が認められない場合、即ち、わが国の法令の基準に照らせば外国に法定専属管轄が存在すると評価される場合には、わが国裁判所において中間確認の訴え、反訴のいずれも行うことが認められない旨を規定していることは明らかであり、外国の法定専属管轄の有無に関する判断基準をわが国の法令に求めていると捉えることは可能である。もっとも、本稿での問題意識は、わが国の法令の基準に照らしてわが国に法定専属管轄が認められず、外国に法定専属管轄が所在すると評価される場合であっても、その他の管轄規定によりわが国の国際裁判管轄が肯定されるのであれば、中間確認の訴えであろうが、反訴であろうが、わが国における訴訟提起を認めても差し支えないのではないか、という点にある。本稿の主張が民事訴訟法145条3項及び同法146条3項但書における明文での規定内容に抵触することから、これら条文に関する限り、本稿の主張は立法論レベルでの批判ということになるだろう。

これまでの記述の中で、公簿への登記・登録に関する訴訟（民事訴訟法3条の5第2項）を例示として執筆者自身の問題意識を説明してきた

法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある訴えについては、3条の2ないし3条の9の規定よりも優先的に適用されることを定めるものである」と簡潔な説明を加えているが、これも概ね本文と同旨と理解すべきであろう。

⁹ 道垣内正人先生は、民事訴訟法145条3項の規定内容について、「日本の裁判所の専属管轄を定めている3条の5が、外国裁判所に専属管轄がある事項についても間接的に定めていることを前提とするものである」と論じる（澤木＝道垣内・前掲注（1）293頁）。また多田望先生も、同じ結論を導出するに当たって、民事訴訟法145条3項及び同法146条3項但書を参照する（松岡編・前掲注（2）283頁〔多田望〕）。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

が、同様の問題は他の2つの訴訟類型（同条1項及び3項）についても、等しく生じ得る。しかしながら、これまでのわが国の訴訟において、本稿で取り上げようとしている論点が実際に問題になり得たと考えられる代表的な類型は、恐らく公募への登記・登録に関する訴訟であろう。本稿では、主としてこの訴訟類型を例に採り、民事訴訟法3条の5に掲げる基準によれば外国裁判所に法定専属管轄が認められる場合において、その訴訟がわが国裁判所に提起されたときに、わが国裁判所は如何なる判断を下すべきかを検討する。わが国における立法担当者及び主要な学説の見解について紹介をしたが、既にご理解いただけると思うが、上記のような事案について、民事訴訟法3条の5及び同法3条の10を根拠にわが国裁判所がかかる訴訟を却下すべきとする結論には賛同し難い¹⁰。

¹⁰ 横溝大先生は、直接管轄が問題となる局面に関して、「外国が我が国と同様の事項について国際専属管轄を認めているかは決して自明ではない。例えば、ある事項につき、我が国民訴訟法3条の5の観点から国際専属管轄が認められる外国において、当該事項が国際専属管轄の対象になっていない場合や、対象となっていたとしても第三国に国際専属管轄が認められている場合もあり得る。このような場合、問題となっている訴えは、我が国に国際専属管轄が認められない以上我が国の国家政策には関らないものであり、また、当該訴えを却下しても、我が国の観点から国際専属管轄が認められる外国の国家政策を尊重することにもなり得ないのであるから、国際専属管轄の根拠を特定の事項に関する国家の強い関心とする本稿の立場からは、我が国の国際裁判管轄を否定することは、無意味に私人の裁判を受ける権利を制約するものであるように思われる。我が国に国際専属管轄が認められない場合には、原則として他の管轄規則により我が国に国際裁判管轄が認められるか否かを裁判所が判断するよう、立法論上再考すべきではないだろうか」として、ご自身の問題意識を明確に提示されている（横溝・前掲注（3）135～136頁）。執筆者は、わが国が法定専属管轄を有しない場合であっても、それ以外の管轄規定に基づきわが国に国際裁判管轄を認めるためには、民事訴訟法3条の5及び同法3条の10の解釈論のレベルで十分対応が可能であり、必ずしも立法的手当を要するとまでは考えていない（但し、民事訴訟法145条3項及び同法146条3項但書については立法的手当を要する）が、横溝先生が提起された問題意識には全面的に賛同したい。また横溝先生は、外国判決承認の局面で間接管轄が問題となる場合において、わが国の民事訴訟法の一般管轄規定によれば判決国に国際裁判管轄（例えば被告住所地管轄等）が認められるが、民事訴訟法3条の5によれば法定専属管轄が判決

そのうえで、この問題を検討するに当たっては、わが国裁判実務の状況を把握することがまずは専決である。もっとも、明文規定が設けられたのは平成23年の民事訴訟法改正時であり、それ以前は条理の問題として法定専属管轄が論じられていたことから、この問題を巡る裁判実務の見解も曖昧で不明確なものに止まっているのではないかと推察される（以上、2.）。そこで、海外の動向、特に近時法整備が進む欧州連合における議論を整理し、比較法的な視点からも検討を加える（以上、3.）。また、不動産等その他の登記・登録と異なり、知財権の登録については、実務上特別な配慮を払うことが要請されるとも考えられる。一般論ではカバーし得ない登録知財権に特有の問題についても、私見を論じる過程で取扱いたいと考える（以上、4.）。

2. わが国の裁判実務の動向

（1）具体的な事案

わが国裁判所に「外国の登記・登録に関する訴訟」が提起された場合に、わが国の裁判所は如何なる判断を下してきたのであろうか。この点に関しては、問題の所在及び執筆者の問題意識を明らかにする段階で既に、立法担当者及び主要な学説の見解を概観した（1.）が、ここでは裁判実務の動向を確認する。

- ① 東京地判平成5年10月22日知財裁集26巻2号729頁〔参考収録〕（「平成5年判決」という）

被告Yは、訴外A社（日本企業）の技術部長であった当時、職務発明を行い、これについて米国特許権を取得したが、原告X社（日本企業）は、A社から当該米国特許権の譲渡を受けたことを理由として、Yを相手取

国ではなく第三国に認められるときを想定したうえで、このようなときにまで民事訴訟法3条の5及び同法3条の10を双方化する必要に乏しく、民事訴訟法118条1号の要件を充足すると解して差し支えないとの結論を提示する（横溝・前掲注（3）136～137頁）。直接管轄と同様の問題意識を間接管轄に関しても貫いており、支持したい（本稿の脚注93も併せて参照）。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

り訴訟を提起し、当該米国特許権をX社に譲渡するための登録手続を米国特許庁において行うことを求めた事案である。わが国裁判所は、国際裁判管轄の問題に一切言及することなく、X社の上記請求を認容した¹¹。

⑥ 東京地判平成15年9月26日平成15年(ワ)第14128号(「平成15年判決」という)

原告Xは、被告Y社(日本企業)の従業員であったときに、米国特許権等にかかる発明をしたが、Y社との間で特許を受ける権利の譲渡契約を締結していないことを理由として、Y社に対して当該米国特許権等の返還を求めた事案である。わが国裁判所は、「特許権のような実体法上の権利は、返還請求という給付の訴えの対象とはなり得ない」として、Y社に特許権の返還を求める訴えを不適法であるとし、これを却下した。そのうえで、傍論ではあるが、「米国特許権の登録に係る訴えは、専ら同国における特許権の帰属の問題であって、我が国の裁判所の国際裁判管轄を認める余地はない」(下線は執筆者による)との判断を示した¹²。

⑦ 東京地判平成16年3月4日平成13年(ワ)第4044号(「平成16年判決」という)

X(訴外A社[日本企業]の代表取締役)とY社(日本企業)の間で、ヨルダンで登録済の商標権につき譲渡契約を締結し、Y社への移転登録が完了したが、Y社が譲渡代金を支払わなかったことから、Xは当該譲渡契約を解除したうえで、解除に基づく原状回復として、当該商標権に

¹¹ 本件の控訴審判決(東京高判平成6年7月20日知財裁集26巻2号717頁)では、第一審判決を取消してX社による請求を棄却したが、第一審判決同様に、国際裁判管轄の問題に一切言及していない。上告審判決(最判平成7年1月24日平成6年(オ)第2033号)では、X社の上告を棄却し確定している。

¹² Xは本件訴訟において、Yに対して特許権返還のほか、陳謝書面への署名・捺印及び謝罪広告掲載を請求したが、東京地裁は後段の請求については棄却判決を下した。Xは控訴するに当たり、特許権返還請求の却下に関しては争わず、後段の請求棄却のみを争った。こうした経緯もあり、控訴審判決(東京高判平成16年1月21日平成15年(ネ)第5273号)では、国際裁判管轄の問題には一切言及していない。

つき、Y社名義の登録の抹消手続を求めた事案である。わが国裁判所は、国際裁判管轄の問題に一切言及することなく、Xの上記請求を棄却した¹³。

④ 東京地判平成19年3月28日平成8年(ワ)14031号(「平成19年判決」という)

X(日本居住者)はY(米国居住者)とともに亡Aの相続人であった(XはAの養子、YはAの配偶者)が、XYの相続分を指定したAの遺言によって自らの遺留分が侵害されたこと等を理由として、Yに対して、遺留分減殺を請求した事案である。その中で、Xは日本特許権及び米国特許権について共有持分権の確認を求めたほか、日本特許権及び米国特許権について持分権の移転登録請求を行った。わが国裁判所は、国際裁判管轄の問題に一切言及することなく、Xの上記請求を一部認容した。

⑤ 東京地判平成27年3月31日平成24年(ワ)第30809号(「平成27年判決」という)

X銀行(オーストラリア法人)はY夫婦(日本居住者)に金銭消費貸借契約に基づき融資していたが、Y夫婦にその返済を求めたところ、Y夫婦がフランスに所有する不動産をY夫婦の子A等に贈与しその移転登記手続を完了させたため、X銀行はY夫婦及びその子A等を相手取り訴訟を提起し、債権者取消権に基づく当該贈与の無効又は取消し、及び当該移転登記の抹消手続の履践を求めた事案である。わが国裁判所は、国際裁判管轄の問題に一切言及することなく、X銀行の上記請求を認容した。

(2) 小括

これら裁判例のうち、平成23年改正民事訴訟法が適用されるのは平成27年判決(⑤)のみである¹⁴。平成27年判決の事案のうち、フランス所在

¹³ 本件の控訴審判決(東京高判平成16年8月9日平成16年(ネ)第1627号)も、国際裁判管轄の問題に触れることなく、Xの請求を棄却した。

¹⁴ 平成23年改正民事訴訟法の施行は同24年4月1日であり、附則2条1項によれば、この改正法が適用されるのは同日以降に係属した訴訟に限られる。逆に

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

のY所有の不動産にかかる移転登記の抹消手続の履践を求めた部分については、民事訴訟法3条の5第2項を基準とすれば、フランスの裁判所に法定専属管轄が認められる。立法担当者及び主要な学説に従うのであれば、この部分については、東京地裁は訴えを却下すべきであったろう¹⁵。しかしながら、平成27年判決が、この論点を殊更に意識したうえで、立法担当者及び主要な学説とは異なる見解に立って、却下ではなく敢えて本案判断を行ったと捉えるのが適当かと言われれば、大いに疑問である。この判決は、検討の大半を債権者取消権の成否に費やしその成立を肯定した後、移転登記の抹消請求について僅かに、「したがって、原告(X)は、被告子ら(A等)に対し、本件贈与を取り消し、本件登記の抹消登記手続を求めることができるということになる」(括弧内は執筆者による)と言及するのみである。本件判決では、少しの躊躇いもなく外国における登記手続の履践を命じており、わが国の国際裁判管轄の問題を殊更意識しているようには感じられない。むしろ、この論点に特段の問題意識を持つことなく、登記・登録は私人間の実体的な権利関係に基づいて行われる以上、仮令外国の登記・登録が問題とされる事案であろうが、基礎となる実体的な法律関係についてわが国が裁判管轄権を有するのであれば、その必然的結果として生じる登記・登録義務を認定し、当事者に対して手続履践を命じても何らの差支えもないとする姿勢すら感じ取ることができる¹⁶。

それ以外(㉑～㉒)の裁判例は、平成24年4月1日より前にわが国裁判所に係属した事案であるから、平成23年改正民事訴訟法は適用されず、国際裁判管轄の問題は条理に基づいて判断がなされるべき事案であったことには留意を要する。当時は法定専属管轄に属すべき事項として、不動産関連事項¹⁷、法人等団体の存否及び内部関係に関する事項¹⁸、公簿へ

言え、それより前に係属した訴訟に平成23年改正民事訴訟法は適用されない。

¹⁵ 西谷祐子「判批」平成27年度重判解(ジュリスト1492号)297頁も、この結論を肯定する。

¹⁶ 嶋拓哉「判批」ジュリスト1494号126頁。

¹⁷ 江川英文「国際私法における裁判管轄権(3・完)」法律協会雑誌60巻3号380頁(1942年)、兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』(酒井書店、1965年)66～67頁、池原季雄「国際的裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務

の登記・登録に関する事項¹⁹、登録工業所有権の存否・有効性に関する事項²⁰等が提唱されていたが、法定専属管轄に属する事項的範囲²¹、法定専属管轄を認める場合の要件²²等を巡って必ずしも見解が一致しておらず、その外延は極めて曖昧模糊としたものに止まっていた。そのことも手伝ってか、平成15年判決(㉔)は、傍論とは言え、平成23年改正民事

民事訴訟法講座7 国際民事訴訟・会社訴訟(日本評論社、1982年)34頁、高橋宏志「国際裁判管轄－財産関係事件を中心として」澤木敬郎＝青山善充編『国際民事訴訟法の理論』(有斐閣、1987年)31頁、新堂幸司＝小島武司編『注釈民事訴訟法(1) 裁判所・当事者』(有斐閣、1991年)135～136頁[道垣内正人]、斎藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(5) 訴訟手続Ⅲ・国際民事訴訟法〔第2版〕』(第一法規、1991年)444頁[山本和彦]、本間靖規ほか『国際民事手続法』(有斐閣、2005年)54頁[中野俊一郎]、廣江健司『国際民事関係法』(成文堂、2008年)48頁、高桑昭『国際民事訴訟法・国際私法論集』(東信堂、2011年)52頁等。

¹⁸ 兼子一『条解民事訴訟法〔上〕』(弘文堂、1955年)14頁、25頁、岡本善八「会社訴訟の国際裁判管轄」上柳克郎ほか編集代表『大隅健一郎先生古稀記念・企業法の研究』(有斐閣、1977年)237頁、新堂＝小島編・前掲注(17)136頁[道垣内正人]等。

¹⁹ 江川・前掲注(17)380～381頁。

²⁰ 木棚照一『国際知的財産法』(日本評論社、2009年)217頁。

²¹ 例えば、不動産関連事項のうち、具体的にどの範囲を専属管轄事項とするのかについては、専属管轄を認める趣旨に鑑みて合理的な範囲に限られるのであれば、物権関係事件か債権関係事件かの別を問わないとする見解(新堂＝小島編・前掲注(17)135～136頁[道垣内正人])、管轄権の消極的抵触が少ないことを理由に専属管轄事項を物権的な請求に限るとする見解(廣江・前掲注(17)48頁)等が存在していた。

²² 例えば、法人等団体の存否及び内部関係に関する事項につきわが国の専属管轄を認める場合の要件として、わが国が設立準拠法所属国であることを求める見解(兼子・前掲注(18)14頁、25頁)、原則としてわが国が設立準拠法所属国であることを求めるものの、法人等団体の内部関係に関する限り、外国法に準拠して設立された場合であっても、その内部関係がわが国と強い牽連性を有することを要件として、わが国の国際裁判管轄を例外的に認める見解(岡本・前掲注(18)237頁)、法人等団体の存否についてはわが国が設立準拠法所属国であることを、その内部関係についてはわが国が法人等団体の本拠地所在国であることを、それぞれ要件として、わが国の専属管轄を認める見解(新堂＝小島編・前掲注(17)136頁[道垣内正人])等が提唱されていた。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

訴訟法の立法担当者及び現在の主要な学説と同じ立場を表明したのに対して、平成5年判決 (a)、平成16年判決 (c) 及び平成19年判決 (d) は、外国知財産権の登録に関する事案であったにも拘らず、わが国の国際裁判管轄の問題に殊更触れることなく本案判断を行っている。外国の登記・登録に関する訴訟をわが国裁判所が如何に取扱うべきかという点について、平成23年民事訴訟法改正以前の裁判実務もやはり一貫した見解を提示してはくれない。

後者の裁判例 (a)、c 及び d) は、仮に同様の事案が平成23年改正民事訴訟法の下で争われたとすれば、立法担当者及び現在の主要な学説に依拠する以上は、外国知財産権の移転登録・抹消請求に関する箇所について、わが国の国際裁判管轄が否定されるであろうことは疑いがない²³。では当時、判決を下すに当たって、この点を殊更意識することはなかったのでしょうか。平成16年判決 (c) を下した三村量一裁判長(当時)は、後年の座談会の中でこの点に関連して、「私は、先ほどのヨルダン国商標権移転登録抹消請求事件(平成16年判決 (c)) については、被告側から特に裁判管轄を争って訴えの却下を求めるような主張はなかったということもありましたが、一つには、請求の趣旨自体として間接強制の対象として、そのような手続を行えという読み方もできるだろう、ということ。もう一つは、これを意思表示を命じる判決を求めるものだというふうに解しても、契約上の請求権の話ですので日本の裁判所で判決をして、その結果、その判決の承認・執行がヨルダンでされるかどうかはヨルダンの話なので、そこまでを確認したうえで管轄があるかどうかまでは決めなくてもよいという考えから、判断をしたという記憶があります」²⁴(括弧内は執筆者による)と発言している。この発言を読む限りは、

²³ 鈴木わかかな判事は、平成5年判決 (a) と平成16年判決 (c) の事案を取り上げたうえで、「平成23年民訴法改正により新設された(民事訴訟法)3条の5第2項によれば、上記いずれの裁判例の訴えも専属管轄違反として却下されることになろう」と指摘している(鈴木・前掲注(7)103頁。括弧内は執筆者による)。なお、高部真規子『実務詳説・特許関係訴訟(第3版)』(金融財政事情研究会、2016年)286頁、同『実務詳説・商標関係訴訟』(金融財政事情研究会、2015年)113頁も参照。

²⁴ 「[座談会] 知的財産実務にみる国際裁判管轄」L&T48号14頁(2010年)。

外国の登記・登録に関する訴訟につきわが国の国際裁判管轄を如何に考えるべきかという問題に対して、さほどの注意を払っていたとは見受けられない²⁵。そのうえで、(1)外国の登記・登録に関する訴訟と言っても、相手方に登記・登録に関する具体的な手続の履践を求めるものであるから、わが国内における間接強制によりその履践を促すことが可能であること、(2)仮に外国の登記・登録の移転・抹消請求を登記・登録の移転・抹消に必要な意思表示を求める訴訟として捉えて請求を認容したとしても、その判決を承認・執行するか否かはわが国の問題ではなく、当該外国の問題であると割り切ることが可能であること、という考慮を行ったうえで、本案審理という選択肢を採ったというのが実際のところのようである²⁶。

²⁵ 高部眞規子判事（現高松高裁長官）も、同じ座談会において、「今まであまり外国の特許権の移転登録について当該外国の専属だという意識はなかったのではないのでしょうか。明示的に判断していないからといって、それは（わが国の国際裁判管轄を）積極的に肯定したという趣旨かどうかはわかりません」（括弧内は執筆者による）とするほか、平成15年判決（⑥）でこの点に言及している箇所も飽く迄傍論に過ぎないこと等を指摘したうえで、「結局、登録の争いについて、外国のものを日本で裁判できるのか、あるいは専属管轄なのかということを正面から判断した裁判例はないということになるのではないのでしょうか。いずれも積極的には判示していないという意味では、正面から答えてはいないと思います」と発言している（前掲注（24）〔座談会〕14～15頁）。

²⁶ これら2つの指摘事項のうち、(1)の部分は、公簿への登記・登録に関する訴訟の専属管轄性を考えるうえで、非常に示唆的である。即ち、民事訴訟による以上は、外国の登記・登録に関する訴訟と言ったところで、実際は被告に対して、外国で登記・登録のための手続を履践しろ、といった判決が下されるに止まる。わが国の裁判所が判決を下すことで直ちに外国の登記・登録の内容に変更等の影響が出るのであれば兎も角、単に被告に外国で所要の手続を行うことを求めるに過ぎないのである。わが国の裁判所で被告に対して、外国における特定の行為を求める判決が下されることは、それ以外にも様々に想定し得る。にも拘わらず、外国で登記・登録に関する行為をするように命ずることについてのみ、当該外国の専属管轄に服さなければならないとする理由が那邊にあるのか、判然としない。

3. 欧州連合における議論の動向

(1) ブリュッセル Ibis 規則における法定専属管轄

欧州連合における法定専属管轄規定の歴史は、1968年9月に締結されたブリュッセル条約²⁷16条に始まる。その後、ブリュッセル I 規則²⁸、続いてブリュッセル Ibis 規則²⁹が各々、若干の修正を加えたうえで、法定専属管轄に関する規定を引き継いでいる。但し、これら規則の該当条文を見る限り、欧州連合における法定専属管轄に関する基本的な枠組みは、今から50余年前に制定されたブリュッセル条約16条において既に整備されていたと評価することができる³⁰。なおブリュッセル Ibis 規則では、その24条において法定専属管轄を規定するが、その具体的な内容は次のとおりである。

ブリュッセル Ibis 規則24条³¹

「当事者の住所の如何に拘らず、次に掲げる裁判所は専属管轄権を有する。

1. 不動産に関する物権並びに不動産賃借権を対象とする手続については、当該不動産が所在する構成国の裁判所。但し、一時的な私的利用のための不動産賃借権であって、最長で連続6か月間に止まるものを対象

²⁷ Brussels Convention on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ L299/32 (31.12.1972). なお、ルガノ条約は1988年に EFTA の加盟国のうちリヒテンシュタインを除く6か国との間で締結されたが、同条約の内容はブリュッセル条約と殆ど同じである。

²⁸ Council Regulation (EC) No. 44/2001 of 22 December 2000 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters, OJ L012/1 (16.01.2001).

²⁹ Regulation (EU) No. 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters (Recast), OJ L351/1 (20.12.2012).

³⁰ 嶋拓哉「欧州連合規則における法定専属管轄に関する一考察」北大法学論集71巻1号1頁以下(2020年)。

³¹ なお、ブリュッセル Ibis 規則に関しては、法務省大臣官房司司法法制部『欧州連合(EU)民事手続法』法務資料464号47頁以下(2017年)に邦訳が掲載されている。本稿における同規則の訳出に当たっては、本資料も参考にさせていただいた。平成29年に本資料をご恵贈くださったことに、改めて感謝申し上げます。

とする手続については、賃借人が自然人であり、不動産所有者と賃借人がともに同一の構成国に住所を有する場合に限り、被告が住所を有する構成国の裁判所も管轄権を有する。

2. 会社若しくは法人の設立の有効・無効、解散、又はそれらの機関の決議の効力を対象とする手続については、当該会社又は法人が住所を有する構成国の裁判所。なお、当該構成国の裁判所は会社又は法人の住所を決定するために、自国の国際私法の規定を適用する。
3. 公簿への登記・登録の有効性を対象とする手続については、当該登記・登録が行われる構成国の裁判所。
4. 出願又は登録を要する特許、商標、意匠その他これらに類似の権利の登録又は有効性を対象とする手続については、それが訴訟により提起されたものか、抗弁として提起されたものかを問わず、当該出願又は登録が申請され若しくは行われ、又は欧州連合の制定法等の法律文書若しくは国際条約の規定に基づき行われたものと見做される構成国の裁判所。
 なお、1973年10月5日にミュンヘンで署名された欧州特許権の付与に関する条約に基づき欧州特許庁に付与される管轄権を妨げない限りにおいて、当事者の住所の如何に拘らず、各構成国の裁判所は、当該構成国に認められた欧州特許権の登録又は有効性に関する手続について専属管轄権を有する。
5. 判決の強制執行を対象とする手続については、当該判決の執行がなされた、又はなされるべき構成国の裁判所。」

(2) 非構成国に対するブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果

ブリュッセル Ibis 規則 6 条 1 項では、「被告の住所が構成国の領域内に存在しない場合において、各構成国の裁判管轄権は、本規則18条 1 項、21条 2 項、24条及び25条に該当するときを除き、当該構成国の法に基づいて定める」旨を規定する。従って、同規則24条により構成国のいずれにも法定専属管轄が認められず（即ち、同条に規定する法定専属管轄の連結点为非構成国に所在することが認められる）、かつ被告の住所がいずれの構成国の領域内にも所在しない場合には、各構成国の裁判管轄権は当該国の国内法（国際民事訴訟法）に従って決することになる³²。

³² U. Magnus/P. Mankowski (ed.), *European Commentaries on Private International Law*, Vol. 1 [Brussels Ibis] (Otto Schmidt, 2016), Art. 24 No. 9 [Luis de Lima Pinherio].

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

他方で、ブリュッセル Ibis 規則24条の連結点が非構成国に所在し、同条によればいずれの構成国にも法定専属管轄が認められないものの、被告の住所が一の構成国の領域内に所在する場合はどうであろうか（なお、わが国の民事訴訟法にはブリュッセル Ibis 規則 6 条 1 項類似の規定は存在しない。よって、日本と欧州連合の間で比較法的検討を行うためには、ブリュッセル Ibis 規則 6 条 1 項の規定が存在しない状況を想定する必要があるだろう。このような状況を想定すれば、被告の住所が構成国に所在する場合のみならず、ブリュッセル Ibis 規則が定めるその他の管轄事項³³に関する連結点が構成国に所在する場合にも、上記と同様の問題が生じ得る³⁴が、本稿では特別の断りがない限り、記述が複雑になるのを回避するために、敢えて前者の場合〔即ち、被告の住所が構成国に所在する場合〕を念頭に置いて検討を進めることとする。このことについてご了承いただきたい）。例えば、当事者である X Y の間で非構成国所在の不動産について登記移転が争われ、被告 Y の住所が所在する構成国で訴えが提起される場合等である。この点についてはまず、ブリュッセル Ibis 規則24条は同条各号の連結点が構成国に所在する場合にのみ適用されるものであって、これら連結点が非構成国に所在する場合には適用されないと、一般には考えられている³⁵。問題は、同規則

³³ ブリュッセル Ibis 規則では、被告住所地管轄のほか、特別管轄（7条以下）、保険事件に関する管轄（10条以下）、消費者事件に関する管轄（17条以下）、個別労働契約に関する管轄（20条以下）、合意管轄・応訴管轄（25条以下）等その他の管轄事項を規定する。

³⁴ もっとも、実際には、ブリュッセル Ibis 規則 6 条 1 項が存在する以上、法定専属管轄がいずれの構成国にも認められず、かつ被告住所もいずれの構成国にも存在しない場合には、各構成国の国際裁判管轄はその国の国内法（国際民事訴訟法）に委ねられることになる。その結果、例えば、ある構成国において当該国の国内法（国際民事訴訟法）に照らして自国に特別裁判籍が認められる場合には、その国の国際民事訴訟法の解釈論として、非構成国の法定専属管轄を尊重して自らの裁判管轄権を否定するのか、それとも自国の特別裁判籍を優先して自らの裁判管轄権を肯定するのかが問われることになるだろう。

³⁵ T. Rauscher (Hrsg.), EuZPR/EuIPR, Band 1 [Brüssel Ia-VO], 4. Aufl. (Otto Schmidt, 2016), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski]; J. Kropholler/J. von Hein, Europäisches Zivilprozessrecht, 9. Aufl. (Recht und Wirtschaft, 2011), EuGVO

24条が非構成国には直接的に適用されないにしても、非構成国に対して反射的效果 (Reflexwirkung, effet réflexe) を及ぼすと考えるか否かという点にある³⁶。ブリュッセル Ibis 規則はこの点について何ら規定してい

Art. 22 Rdn. 7; R. Geimer/R. A. Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2020), EuGVVO Art. 24 Rdn. 12 [Geimer]; D. Paulus/E. Peiffer/M. Peiffer, Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsverordnung (Brüssel Ia) (C. H. Beck, 2017), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus].

³⁶ 本稿では、法定専属管轄規定を主題に据えていることから、ブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果に関する欧州連合の議論に焦点を当てて説明を加えるが、専属的管轄合意を規定する同規則25条についても同様に反射的效果を認めるか否かが問題となり得る。ブリュッセル Ibis 規則25条の反射的效果を取扱う近時の論稿として、岡野祐子「Brussels I Recast – 残された課題と EU 非加盟国の視点からの検討」国際法外交雑誌119巻1号1頁以下(2020年)がある。ブリュッセル Ibis 規則24条、25条いずれについても、反射的效果を肯定することに伴い構成国の管轄が否定される「剥奪的效果」が生じるという点では同じであるが、反射的效果を肯定することにより各規定の立法目的を貫徹することが出来るか否かという点において、これら2つの規定の間には差違があるように思われる。ブリュッセル Ibis 規則25条の立法目的は当事者の予見可能性の確保・尊重に求められるが、同条について反射的效果を肯定することにより、非構成国に専属管轄合意を行った当事者の予見可能性を保護すべきとの法的要請を充たすことは出来るであろう。これに対して、ブリュッセル Ibis 規則24条の立法目的は構成国の主権的関心の尊重に求められるが、同条について反射的效果を認めたからといって、後述(本文4.)の如く非構成国の主権的関心を真に尊重するという法的要請を充足することにはならない。ブリュッセル Ibis 規則24条と25条はともに専属管轄を規律するという点で共通性を有するが、専属管轄を裏付ける法的要請及び各規定の立法目的は必ずしも同一ではない。岡野祐子先生の前掲論文によれば、ブリュッセル Ibis 規則25条については反射的效果を肯定する見解が優勢のようであるが、反射的效果を認めるか否かは、それによって各規定が探求する法的要請を充足できるか否かという視点に立って個別規定毎に判断すべきである。ブリュッセル Ibis 規則25条については反射的效果を肯定することにより、非構成国に専属管轄合意を行った当事者の予見可能性を確保・尊重するという法的要請を充足することが出来る一方、同規則24条について反射的效果を肯定したとしても、そのことによって正当な形で非構成国の主権的関心を尊重するという法的要請を充たすことは出来ない。こうしたことから、少なくとも、ブリュッセル Ibis 規則25条の反射的效果に関

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

ないことから解釈論に委ねられるが、従前よりこの点を巡り見解が対立してきた。ここでは、欧州における各学説の見解及びその対立点を整理し、若干の考察を加えることとする。

(3) 非構成国に対する反射的效果を否定する見解

ブリュッセル Ibis 規則の前身に当たるブリュッセル条約（ルガノ条約）に関する報告者は、同条約16条の連結点为非締約国（ブリュッセル Ibis 規則における「非構成国」に相当する）に所在し、同条によればいずれの締約国（同じく、「構成国」に相当する）にも法定専属管轄が認められないものの、被告の住所が一の締約国の領域内に所在する場合には、同条約2条1項（ブリュッセル Ibis 規則4条1項に相当する）が適用され、当該締約国に国際裁判管轄が認められるとする見解を提唱していた経緯がある³⁷。ブリュッセル Ibis 規則となった現在においてもこの立場を堅持すべきと考えて、同規則24条の連結点为非構成国に所在する場合であっても、同規則4条1項に基づき被告の住所が所在する構成国に裁判管轄権を認める見解が有力に提唱され³⁸、支配的見解として位置付け

する議論がそのまま同規則24条にも妥当すると考えるのは、早計であり適当ではない。ブリュッセル Ibis 規則24条と25条は、各々拠って立つ法的要請及び各規定の立法目的が異なる以上、反射的效果を肯定するか否かについても、各規定毎に個別に判断すべきであるとする。

³⁷ P. Jenard/ G. Möller, Report on the Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters done at Lugano on 16 September 1988, OJ 1990 C 189/57, para. 54; A. Cruz/D. Real/ P. Jenard, Report on the Accession of the Kingdom of Spain and the Portuguese Republic to the 1968 Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters, OJ 1990 C 189/35, para. 25; F. Pocar, Report on the Convention on Jurisdiction and the Enforcement on Judgements in Civil and Commercial Matters done at Lugano on 30 October 2007, OJ 2009 C 319/1, para. 93.

³⁸ M. Teixeira de Sousa, Der Anwendungsbereich von Art. 22 Nr. 1 S. 2 EuGVVO, IPRax 2003, 320, 322f; T. Kruger, Civil Jurisdiction Rules of the EU and their Impact on Third States (Oxford Univ. Pr., 2008), § 5.26; Geimer/Schütze, a.a.O. (Fn. 35), EuGVVO Art. 24 Rdn. 13 [Geimer]; A. R. Markus,

られている^{39 40}。

こうした見解が根拠とするところは、概ね次のとおりである。

- ① 欧州司法裁判所は、ブリュッセル Ibis 規則体系において、同規則 24条が一般的管轄規定の例外を構成するものであるから、同条の目的を超える形で広く解釈されるべきではないとの立場(かかる立場は「法定専属管轄規定に関する制限的解釈論」と称されることがある)を繰返し表明してきた⁴¹。従って、同規則24条の反射的効果を否定する見解を採用するのが、こうした欧州司法裁判所の立場とも整合的である⁴²。
- ② ブリュッセル Ibis 規則は構成国間の取決めであり、非構成国との間で裁判管轄権を配分する機能を有することを想定していない。従って、同規則は、非構成国の裁判管轄権を積極的に基礎付ける権能も、また非構成国にこれを強いる権能も有していない⁴³。

Internationales Zivilprozessrecht (Stämpfli, 2014), Rdn. 1059; A. Dickinson/E. Lein (ed.), The Brussels I Regulation Recast (Oxford Univ. Pr., 2015), § 8.04 [M. Lehmann]; P. F. Schlosser/B. Hess, EuZPR, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2015), EuGVVO Art. 24 Rdn. 14 [Schlosser]; Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 6ff. [P. Mankowski]; Paulus/Peiffer/Peiffer, aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus]; T. Hartley, Civil Jurisdiction and Judgments in Europe (Oxford Univ. Pr., 2017), § 12.10; T. Rauscher, Internationales Privatrecht, 5. Aufl. (C. F. Müller, 2017), Rdn. 1903f; P. G. Mayr (Hrsg.), Handbuch des europäischen Zivilfahrensrechts (Manz, 2017), Rdn. 3.548 [A. Wittwer]; A. Junker, Internationales Zivilprozessrecht, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2019), § 14 Rdn. 4.

³⁹ S. C. Thürk, belegenheitsgerichtsstände (Mohr Siebeck, 2018), 97.

⁴⁰ ちなみにドイツでは、ブリュッセル条約(ルガノ条約)が制定される以前より、国内土地管轄について専属管轄を規定した民事訴訟法(ZPO) 24条が国際専属管轄規定としても機能すると考えられてきたが、同国の裁判実務では、同条の反射的効果が明確に否定されている(RGZ 32, 414; BGH NJW 1998, 1321)。

⁴¹ ECJ of 18. 5. 2006, Case C-343/04, ECR 2006 I-4557 para. 24; ECJ of 17. 12. 2015, Case C-605/14, ECLI:EU:C:2015:833, para. 24.

⁴² Paulus/Peiffer/Peiffer, aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 10 [Paulus].

⁴³ C. Wenner, Grundstückseigentum im Ausland-Gerichtsstand im Inland? – Ein Beitrag zu § 24 ZPO und Art. 22 Nr. 1 EuGVO, in K. Brügmann/P. M. Oppler/C. Wenner (Hrsg.), Festschrift für Walter Jagenburg zum 65.

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

- ③ ブリュッセル Ibis 規則は、非構成国との関係で、いずれの構成国にも裁判管轄権が帰属しないことを宣言するといった制限機能 (Derogationskonponent) を有していない⁴⁴。そうでないと、構成国、非構成国を問わず、いずれの国にも裁判管轄権の帰属が認められないという「管轄権の消極的抵触 (negativer Kompetenzkonflikt)」が生じる惧れがある⁴⁵。
- ④ ブリュッセル Ibis 規則24条について非構成国に対する反射的效果を認めてしまうと、同規則 4 条 1 項に基づきある構成国に国際裁判管轄が認められる場合であっても、同規則24条が指し示す非構成国の裁判管轄権が優先される。その結果として、構成国の管轄権が否定されることから、原告の裁判を受ける権利保障 (Gerichtsstandsgarantie für den Kläger) に支障が生じかねない⁴⁶。
- ⑤ ブリュッセル Ibis 規則24条の類推適用を主張する見解もある⁴⁷。しかしながら、一般に類推適用が認められるためには、意図せざる規定の欠缺 (Planwidrige Regelungslücke) が存在することを要するが、ブリュッセル Ibis 規則にはこうした意図せざる規定の欠缺が存在しておらず、同規則24条の類推適用は認められない⁴⁸。

(4) 非構成国に対する反射的效果を肯定する見解

他方で、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する法定専属管轄の連結点为非構成国に所在する場合には、仮令被告の住所が一の構成国に所在

Geburtstag (C. H. Beck, 2002), 1013, 1022f.

⁴⁴ OGH v. 16. 12. 2013, Zeitschrift für Familien- und Erbrecht 2014, 142, 143.

⁴⁵ 不動産の帰属を巡る紛争を例に採れば、不動産が非構成国に所在するものの、その非構成国では、不動産が自国に所在していることを根拠として自国の法定専属管轄を肯定していない場合を想定してもらいたい (Wenner, aa.O. (Fn. 43), 1025.

⁴⁶ Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

⁴⁷ M. Slonina, Ordinationsantrag für Bestandstreitigkeiten betreffend ein in Liechtenstein gelegenes Mietobjekt, Wohnrechtliche Blätter Vol. 27 Issue 2, 60, 61f.

⁴⁸ Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

するときであっても、同条の規定の精神に鑑みて、その構成国は自国の管轄を否定し、当該非構成国の管轄を優先すべきとする見解も提唱されている⁴⁹。こうした立場を表明する見解の中には、特段の条件を付すことなく反射的效果を肯定するものもあるが、㉗非構成国がブリュッセル Ibis 規則24条と同様の法定専属管轄規定を有し、その規定に則り実際に専属管轄を有すること、㉘法定専属管轄に基づく非構成国の判決を、被告住所地国である構成国が承認・執行し得ること、㉙これにより有効な法的保護の提供が可能になること等の条件を追加的に付したうえで、この結論を肯定するものが多い⁵⁰。

⁴⁹ G. A. L. Droz, *Compétence judiciaire et effets des jugements dans le Marché Commun* (Dalloz, 1972), 14f.; P. Gothot/D. Holleaux, *La Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968: compétence judiciaire et effets des jugements dans la CEE* (Jupiter, 1985), 84; D. P. F. Arroyo, *Exorbitant and Exclusive Grounds of Jurisdiction in European Private International Law: Will They Ever Survive?*, in H-P. Mansel et. al. (Hrsg.), *Festschrift für Erik Jayme, Band I* (Sellier, 2004), 169, 178 and 186; Kropholler/Hein, a.a.O. (Fn. 35), *EuGVO Art. 22 Rdn. 7*; H. Schack, *Internationales Zivilfahrensrecht*, 7. Aufl. (C. H. Beck, 2017), Rdn. 359; Magnus/Mankowski (ed.), *supra* note 32, Art. 24 No. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; *Münchener Kommentar ZPO*, 4. Aufl. (C. H. Beck, 2013), *EuGVO Art. 22 Rdn. 6* [P. Gottwald].

⁵⁰ もっとも、これら3つの追加条件のうちいずれを付すかは、個々の論者によって異なる。例えば、㉗と㉘の2つの条件を付すのは Schack, a.a.O. (Fn. 49), Rdn. 359; H. Linke/W. Hau, *Internationales Zivilverfahrensrecht*, 7. Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2018), Rdn. 553 であり、㉗～㉙の総ての条件を付すのは Kropholler/Hein, a.a.O. (Fn. 35), *EuGVO Art. 22 Rdn. 7* である。特に㉗の条件を詳述するものとして、E. Jayme, *Das Europäische Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommen und die Drittländer – das Beispiel Österreich*, in F. Schwind (Hrsg.), *Europarecht, Internationales Privatrecht, Rechtsvergleichung* (Österreichischen Akademie der Wissenschaften, 1988), 97, 108ff.、及び D. Coester-Waltjen, *Die Bedeutung des EuGVÜ und des Luganer Abkommens für Drittstaaten*, in A. Heldrich/T. Uchida (Hrsg.), *Festschrift für Hideo NAKUMURA zum 70. Geburtstag am 2. März 1996* (Seibundo, 1996), 89, 105がある。他方で、㉙の条件を詳述するのは、B. Hess, *Europäisches Zivilprozessrecht* (C. F. Müller, 2010), § 5 Rdn. 14 である。なお、㉘の条件につ

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

反射的效果を肯定する見解が根拠とするところは、概ね次のとおりである。

- ⑥ 構成国が一定の範囲で法定専属管轄を主張する以上は、非構成国にも同一の範囲で法定専属管轄を認めるべきである⁵¹。即ち、構成国が被告住所地国の存在を考慮することなく、ブリュッセル Ibis 規則24条に規定する連結点が自国領域内に所在することに基づいて専属管轄を主張する以上は、非構成国が同様の根拠に基づいて専属管轄を主張することを認めるべきである。
- ⑦ 非構成国に対する反射的效果を否定すれば、同一の事案について構成国と非構成国がともに裁判管轄権を主張し複数国の訴訟が競合する事態が生じるのに対して、非構成国に対する反射的效果を肯定すれば、世界規模で裁判管轄権を協調的に配分することが可能になる⁵²。

(5) 小括

これまで概観してきたように、ブリュッセル Ibis 規則24条を巡っては、非構成国に対する反射的效果を肯定する見解と否定する見解が対立しているが、この論争はいまだ決着をみていない。

反射的效果を肯定する見解は、ブリュッセル Ibis 規則24条の法定専属管轄の連結点が非構成国に所在するのであれば、当該非構成国の管轄を優先し、構成国は自らの管轄を否定すべしとの立場を採る。しかしながら、この見解に対しては、管轄規定は自国の管轄を決定する機能を有するが、外国の国際裁判管轄の有無を判断するための基準、延いては外国との間で裁判管轄権の配分を行うための基準としては機能し得ないこと、反射的效果を肯定すれば、構成国、非構成国ともに自国の国際裁判管轄を否定するという「管轄権の消極的抵触 (negativer

いては、OGH 25. 4.2001, ZfRV 2002, 115を参照。

⁵¹ Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; Arroyo, supra note 49, 178.

⁵² Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 10 [Luís de Lima Pinheiro]; Münchener Kommentar ZPO, aa.O. (Fn. 49), EuGVO Art. 22 Rdn. 6 [P. Gottwald].

Kompetenzkonflikt)」という事態が生じ、司法による権利救済の機会が保障されない恐れがあること等を根拠として、様々な批判が寄せられてきた。

反射的效果を肯定する見解の中には、これらの批判を受けて、非構成国の専属管轄を認める要件として、非構成国がブリュッセル Ibis 規則 24条と同様の法定専属管轄規定を有し、当該非構成国がその規定に基づいて実際に専属管轄を有していることを要求する見解が存在する(3.(4)㊦)⁵³ ⁵⁴。非構成国自身の規定に基づき同国に法定専属管轄が認められることを確認することで、「管轄権の消極的抵触」が生じるリスクを回避しようとするものであるが、反射的效果を否定する見解からは、「これでは、構成国が非構成国の法を参照し当該非構成国に専属管轄が帰属するか否かを確認することを要するため、構成国に多大な負担を課することになる」との批判が寄せられている⁵⁵。さらに、反射的效果を肯定する見解の中には、法定専属管轄に基づいて非構成国が下した判決を被告住所の所在する構成国が承認・執行し得ることを要件として求めるものもある(3.(4)㊧)。しかしながら、構成国が非構成国の判決を「承認・執行し得る」と判断するための具体的な基準が明確に示されていないほか、仮にこの要件を拡張し、「被告の住所が所在する構成国に止まらず、

⁵³ Kropholler/Hein, aa.O. (Fn. 35), EuGVO Art. 22 Rdn. 7; Jayme, aa.O. (Fn. 50), 108f; Coester-Waltjen, aa.O. (Fn. 50), 105.

⁵⁴ 反射的效果を肯定する見解の難点の一つが「管轄権の消極的抵触」にあることは確かであるが、古くはこの難点を解消するために、「管轄権の消極的抵触」が生じた場合には、関係する複数国による緊急管轄を肯定する見解が提唱されていた(P. H. Neuhaus, Internationales Zivilprozessrecht und Internationales Privatrecht, RabelsZ 20 (1955), 201, 265)。しかしながら、このノイハウスの見解に対しては、「緊急管轄の発動のためには、自国が裁判管轄権を行使しなければ原告の権利救済の途を絶たれる」といった厳格な条件を満たす必要があるが、ノイハウスの見解によれば、原告は複数国による緊急管轄の発動によってフォーラム・ショッピングを行い得る環境を手に入れる可能性がある。そうした場合には、緊急管轄の本来のあり方を大きく逸脱する不適当な管轄権の行使に該当するであろう」といった批判も寄せられている(Schack, aa.O. (Fn. 49), Rdn. 457)。

⁵⁵ Rauscher (Hrsg.), aa.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 6 [P. Mankowski].

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

任意の構成国においても当該非構成国の判決を承認・執行し得ること」といった要件を課すとすれば、訴訟を提起された構成国が自国の管轄を判断するためには、さらに多大な労力を要する、といった指摘が寄せられることになる⁵⁶。

他方で、反射的效果を否定する見解に問題はないのであろうか。第一に、被告の住所が所在する構成国と、その国の法によれば法定専属管轄が認められる非構成国との間で、積極的な訴訟競合状態が生じるリスクが指摘されている (⊕)⁵⁷。確かに、欧州連合構成国が非構成国の法定専属管轄を顧みることなく、ブリュッセル Ibis 規則の一般管轄規定に基づいて自らの裁判管轄権を行使すれば、非構成国による管轄権行使との重複が一切顧慮されないわけで、それが原因となって同一事案について構成国と非構成国の間で訴訟が競合する事態が生じ得ることは容易に想像できるだろう。第二に、反射的效果を否定すれば、ブリュッセル Ibis 規則24条の定める連結点が欧州連合構成国に所在するときには、同条を適用してその構成国に管轄権を認める一方で、かかる連結点が非構成国に所在するときには、同規則4条1項を適用して構成国の管轄権を肯定するという帰結に至る。これは、欧州連合構成国に認めるのと同等の法定専属管轄の権限を非構成国には認めないことを意味するが、果たしてそうしたダブル・スタンダードが一般に許容されるかを疑問視する声も根強い (⊙)⁵⁸。こうした指摘は、非構成国に法定専属管轄の連結点が所在するのであれば、構成国は当該事案について管轄権の行使を抑制すべきとする主張内容とも軌を一にする⁵⁹。第三には、とりわけ非構成国の登記・登録に対して構成国が裁判管轄権を行使することになれば、当該非構成国の主権感情を侵害するほか、当該非構成国において構成国判決の承認・執行が認められないことから、その判決の実効性に疑問を呈す

⁵⁶ Geimer/Schütze, a.a.O. (Fn. 35), EuGVVO Art. 24 Rdn. 14 [Geimer].

⁵⁷ Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 10 [Luís de Lima Pinheiro].

⁵⁸ Arroyo, supra note 49, 178.

⁵⁹ A. Briggs/P. Rees (ed.), Civil Jurisdiction and Judgments, 3rd. ed. (LLP, 2002), 74f.; P. Kaye, The EEC Judgments Convention and the Outer World: Goodbye to Forum Non Conveniens?, Journal of Business Law 1992, 47.

る指摘もなされている(㉞)⁶⁰。これら(㊥～㉞)を総合すると、反射的效果を否定する見解に対する批判のポイントは、反射的效果を否定すれば管轄権の協調的配分が達成できず、その結果として、構成国による判決の実効性確保にも支障が生じる、ということに求められる。

4. 私見

(1) 反射的效果を肯定する見解に対する疑問

反射的效果を肯定する見解の正当化根拠は、相互主義⁶¹の促進(3.(4)⑥)と世界規模での管轄の協調的配分の実現(3.(4)⑦)に求められる。しかしながら、反射的效果を肯定することで、必ずしもこれら目的を達成し得るとは思えない。

まず、反射的效果を肯定する見解が唱える「相互主義の促進」とは、自国が法定専属管轄を主張する以上は、外国にも同一の基準に則り法定専属管轄の主張を認めるべきという趣旨である。しかし一般に、裁判管轄権は主権の一態様である以上、国際裁判管轄規定が直接管轄の場面で機能する限りにおいては、自国の裁判管轄権を根拠付ける権能こそ有するものの、外国の裁判管轄権を基礎付ける権能を有しないことは自明のことである。とりわけ法定専属管轄はその国の主権的関心等に基づいて設けられていることから、仮に相互主義の促進を根拠として掲げるのであれば、外国の法定専属管轄はまさに当該外国の規定に基づいて判断すべきではなかろうか⁶²。自国の主権的関心を反映する自国の規定に基づ

⁶⁰ Schack, a.a.O. (Fn. 49), Rdn. 352.

⁶¹ Jayme, a.a.O. (Fn. 50), 108ff. 及び Coester-Waltjen, a.a.O. (Fn. 50), 105では、「国際的な公平 (die internationale Fairness)」の議論を展開するが、広い意味で同義であろう。

⁶² 執筆者はもとより、相互主義の促進という名の下に、自国の国際裁判管轄を判断するに当たり、外国法に照らして当該外国に法定専属管轄が認められないことを確認するように求めているわけではない。国際裁判管轄の判断枠組みとしては、当事者の予見可能性の確保という要請を踏まえて、明確かつ迅速な判断を可能にする要件設定が求められる。従って、一般論として、自国の国際裁判管轄の判断に当たっては、外国法に基づいて当該外国の裁判管轄権の有無を

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

いて外国の法定専属管轄に関する判断を行ったとしても、それは自国の主権的関心を基準として当該外国の法定専属管轄を推測するものでではなく、精々「我々は、自分たちが主権的関心を有する事項的範囲に限ってですが、貴方達の主権的関心にも配慮しましたよ」というメッセージを外国に伝える程度の意義を有するに過ぎない。外国の法定専属管轄を判断するための尺度として、当該外国の規定に代わり自国の規定を用いたとしても、それは何ら実質的な意義を有しない作業でしかないであろう。このように考えると、自国の規定を用いて外国の法定専属管轄の有無を判断することが、果たして相互主義の促進に真に繋がるものであるかは、大いに疑問である。

次に、反射的效果を肯定することで、世界規模での管轄の協調的配分の実現を達成できるかも疑問である。反射的效果を肯定することによって「管轄権の消極的抵触」という事態を惹起するリスクが高まるが、このことは、反射的效果の肯定が世界規模での管轄の協調的配分の実現に直結しないことの一例である。ここではこれに加えて、反射的效果を肯定したからといって、必ずしも「管轄権の積極的抵触」という事態を回避し得るとは限らないことも、併せて指摘しておかなければなるまい。この点については、会社等法人に関する訴えを取り上げて若干の説明を加えておきたい。ブリュッセル Ibis 規則24条2号は会社等法人に関する訴えを法定専属管轄の対象事項として規定するが、同号前段では、法人の「住所」が構成国に所在することを要件として当該構成国の法定専属管轄を肯定する。もっとも、ブリュッセル Ibis 規則24条2号後段では、法人の「住所」の決定を法廷地となる各構成国の国際私法に委ねるべき旨を規定している⁶³。この後段の規定は、第一に法廷地国の国際私法に

確認することを求めるような要件を課すべきではない、と考える (Schack, a.a.O. (Fn. 49), Rdn. 233)。

⁶³ ブリュッセル Ibis 規則において、法人に関する訴訟については、法人の「住所」所在地国に法定専属管轄を認めつつも、法人の「住所」を法廷地国の国際私法に委ねたのは、国際裁判管轄を決定するための「住所」概念と本案に適用される準拠法 (法人従属法) を決定するための「住所」概念を一致させることにより、法廷地国と準拠法所属国を一致させることを狙ったものと説明される (Junker, a.a.O. (Fn. 38), § 14 Rdn. 20; Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 35), Art. 24

基づいて法人従属法を特定し、第二に、その従属法に基づき法人の「住所」を確定させることを意味する⁶⁴が、欧州連合の中には、抵触法のレベルにおいて法人従属法を設立準拠法に求める構成国⁶⁵と、本拠地法に求める構成国⁶⁶が混在するほか、実質法のレベルでも構成国毎に法人の「住所」に関する認定基準が異なることから、欧州連合域内においてですら、必ずしも法人の「住所」が一意に定まらない事態、即ち、「管轄権の積極的抵触」の発生が想定される⁶⁷。もとより構成国と非構成国の間でも同様の事態が生じ得る。ある法人について欧州連合の構成国が設立準拠法所属国である一方、非構成国にその本拠地が所在する場合において、これら構成国、非構成国がともに、当該法人に関する訴訟について自国の法定専属管轄を主張する場合を想起してみれば良いだろう。こうした場合には、法定専属管轄の反射的效果を肯定したからといって、「管轄権の積極的抵触」という事態を回避できるわけではなく、全世界規模での管

Rdn. 67 [P. Mankowski]; Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 39 [Luís de Lima Pinheiro]。

⁶⁴ Dickinson/Lein (ed.), supra note 38, § 8.37 [M. Lehmann]。

⁶⁵ 法人従属法を設立準拠法に求める国としては、英国、オランダ等が挙げられる (B. von Hoffmann/ K. Thorn, Internationales Recht, 9. Aufl. (C. H. Beck, 2007), § 7 Rdn. 24; Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 41 [Luís de Lima Pinheiro])。英国については C. Gerner-Beuerle/F. M. Mucciarelle/E. Schuster/M. Siems (ed.), The Private International Law of Companies in Europe (C. H. Beck, 2019), 730 [P. Stone] を、オランダについては Id. [Gerner-Beuerle/Mucciarelle/Schuster/Siems (ed.)], 570 [C. Van de Elst/K. Maresceau] を、各々参照。

⁶⁶ 法人従属法を本拠地法に求める国として、オーストリア、ドイツ等が挙げられる (Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 41 [Luís de Lima Pinheiro])。オーストリアについては W. Posch, Bürgerliches Recht Band VII: International Privatrecht, 5. Aufl. (Springer, 2010), § 10/5; B. Verschraegen, Internationales Privatrecht (Manz, 2012), Rdn. 850を、ドイツについては Hoffmann/Thorn, a.a.O. (Fn. 65), § 7 Rdn. 23ff; Rauscher, a.a.O. (Fn. 38), Rdn. 630を、各々参照。

⁶⁷ Dickinson/Lein (ed.), supra note 38, § 8.38 [M. Lehmann]; Hartley, supra note 38, § 12.27.

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

轄の協調的配分という理想を必ずしも達成し得るものではない点には留意が必要である⁶⁸。

なお、反射的效果を肯定する欧州の見解の中には、㊦非構成国がブリュッセル Ibis 規則24条と同様の法定専属管轄規定を有し、その規定に基づいて実際に専属管轄を有すること、㊧法定専属管轄に基づく非構成国の判決を、被告住所地国である構成国が承認・執行し得ること、㊨これにより有効な法的保護の提供が可能になること等を追加条件として要求するものが存在することは、既述のとおりである(3.(4))。しかしながら、㊦の如く、訴訟が提起された構成国に対して、非構成国の法定専属管轄規定を参照し、当該非構成国がその規定に基づいて法定専属管轄を有することを確認すべく求めるのであれば、ブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果云々を議論する実質的意義は消滅してしまうのではないであろうか。㊦の追加条件は、非構成国の主権的関心を尊重するという意味で、相互主義の立場を徹底的に貫いたものとも捉え得るが、この条件を附課することにより、欧州連合の法定専属管轄規定の反射的效果に関する議論とは平面を異にする、全く別の議論を展開するに至っていることを認識すべきであろう。また、㊧の如く、非構成国の判決を構成国が「承認・執行し得る」ことを要件として課すにしても、欧州での見解によれば、その要件充足を判断するための具体的基準が明確に示されておらず、一般的な議論の域を出ないものである⁶⁹ほか、わが国でも、訴訟競合の取扱いに関する承認予測説を巡る議論の中で、外国判決の承認・執行可能性を評価するに当たり多大な困難を伴うことが再三指摘されてきた⁷⁰ことを想起すべきであろう。いずれにしても、反射的効

⁶⁸ 本文の繰返しになるが、ブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果を否定する見解が指摘するとおり、その反射的效果を肯定することで、「管轄権の消極的抵触」という事態を惹起するリスクが高まる。「管轄権の消極的抵触」という事態が生じることも、反射的效果を肯定する見解が必ずしも世界規模での管轄の協調的配分を達成できないことの一つの証左であることを再度指摘しておきたい。

⁶⁹ こうした要件は明確性に欠けることから、裁判所の管轄判断に相当な負担になることは勿論、当事者の予見可能性の確保という観点からも否定的な評価を与えざるを得ないであろう。

⁷⁰ 小林秀之「国際訴訟競合(下)」NBL526号38頁、石黒一憲『国際民事訴訟法』(新

果を肯定する見解からこうした追加条件が提唱されること自体、(とりわけ⑦)のような要件を附課する議論を念頭に置けば)同見解の自己矛盾・内部崩壊を顕すものとして消極的に評価せざるを得ないと考えられる。

(2) 反射的效果を否定する見解への批判に対する反論

反射的效果を否定する見解への批判としては、④被告住所地国である構成国と、その国の規則によれば法定専属管轄が認められる非構成国との間で、「管轄権の積極的抵触(訴訟競合)」が生じる惧れがあること、⑤構成国はその国の規則に基づき法定専属管轄を主張するのに対して、非構成国が同じ基準に沿って法定専属管轄を主張することを認めないのは、ダブル・スタンダードであり、こうした姿勢を肯定するための説得的な論拠を見出し得ないこと、⑥非構成国の登記・登録に対して構成国が裁判管轄権を行使し判決を下したとしても、当該非構成国がその判決の承認・執行を認めず、判決の実効性を確保できない惧れが高いこと、の3点に概ね集約できることは、既述のとおりである(3.(5))。

これらの批判はいずれも、自国の基準に照らして外国に法定専属管轄が認められる事項については、自国の管轄権行使を抑制すべきとの価値判断に基づくものである。しかしながら、各国の国際裁判管轄は、直接管轄の局面では飽くまで自国の裁判権行使を根拠付けるものであり、各国とも自国の裁判管轄権の行使に一義的な関心を有するほか、相互独立した主権国家が併存する国際社会の中で各国が自らの利害に沿って自国の裁判管轄権を行使する以上、その実効性確保には自ずと限界が存在することは、やむを得ない所与の事情である。こうした状況の下で、自国の基準に従って外国の法定専属管轄の有無を判断し、外国に法定専属管轄が認められる場合に自国の管轄権行使を抑制するという作業が、積極的な意義を有するかと問われれば、やはり疑問である。上記のような各国による裁判管轄権の行使態様と国際社会の基本的構造を踏まえば、

世社、1995年) 274～276頁、小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』(弘文堂、2009年) 164頁、櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選(第2版)』(有斐閣、2012年) 235頁[江泉芳信]、古田啓昌『国際民事訴訟法入門』(日本評論社、2012年) 73頁、松岡編・前掲注(2) 290頁[多田望]等。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

仮令外国が当該外国の基準に照らして法定専属管轄を有する場合であっても、自国の管轄権行使を無条件に抑制すべき必然性はないはずである。ましてや、反射的效果を肯定する見解は外国の法定専属管轄を判断するに当たり自国の基準を用いているのであって、このことは必ずしも当該外国に法定専属管轄が帰属することを保障するものではない。こうした場合に、自国の裁判管轄権行使を抑制する必然性は尚更存在しないというべきだろう。

このうち、④の批判に関して言えば、確かに、反射的效果を否定する見解が外国の法定専属管轄に無関心であるという意味においてダブル・スタンダードを採用しているのは事実である。しかしながら、各国が自国の裁判管轄権の行使に一義的な関心を有する以上、事案が外国の法定専属管轄に属するものである可能性に関心を払わないからといって、直ちに非難されるべきではあるまい。仮に、外国の法定専属管轄に自国のそれと同等の考慮を払うべきことを要求するとすれば、自国の裁判所による管轄権行使の判断に当たり、相当な負荷を課すことに繋がりがかねないだろう。なお、既述の議論（4.（1））を踏まえれば、反射的效果を否定する見解とは異なり、これを肯定する見解がダブル・スタンダードを採用していないと断言できるかも大いに疑問である。即ち、相互主義の立場からすれば、自国が自国法に基づき法定専属管轄を主張するのと同じく、外国がその国の法に基づき法定専属管轄を主張することを認容するのが正当な姿勢であるが、反射的效果を肯定する見解は、飽くまで自国の視点に立って、自国法に基づき、外国の法定専属管轄の有無を確認するに止まる。確かに、自国の法定専属管轄であろうが外国の法定専属管轄であろうが、自国法の掲げる基準に沿って一律に判断するという限りで、判断基準を絶対的に一致させているとはいい得るが、そのことは主権国家が併存する国際社会の現状を念頭に置く限りは、国家間における相互主義の促進とは趣旨を全く異にする議論である。反射的效果を肯定する見解も、外国の法定専属管轄の確認に当たり自国法の基準を押し付けているわけであって、必ずしも純粋な意味での相互主義を採用しているわけではないとの誹りを免れ得ないだろう。

また、⑤の批判に関連して言えば、そもそも法定専属管轄を巡る「管轄権の積極的抵触」という事態の発生を否定的に評価する必要があるだ

ろうか。少なくとも、欧州連合域内では、反射的效果云々の議論に拘わらず、「管轄権の積極的抵触」という事態の発生を否定していないことを指摘せねばなるまい。ブリュッセル Ibis 規則24条2号後段が、法人の「住所」の判断を各構成国の国際私法に委ねる以上、欧州連合も当初より、法定専属管轄事項であっても複数の構成国間で「管轄権の積極的抵触」が生じることを想定しているのは、既述（4.（1））のとおりである⁷¹。そうであれば、ましてや構成国と非構成国の間で「管轄権の積極的抵触」が生じることも想定範囲内であり、構成国同士の法定専属管轄の競合という事態に先んじて、構成国と非構成国の間の法定専属管轄の競合という事態を殊更回避すべしとする問題意識を有していたとは考えられないであろう。

最後に、㊦の批判についてである。外国の登記・登録に対して自国が裁判管轄権を行使しても、当該外国がこれを法定専属管轄の対象としていれば、当該外国において自国判決の承認・執行が認められない以上、その自国判決の実効性を確保できないとする認識は正しいのだろうか。例えば、自国に所在する被告に対して外国の登記・登録の移転手続の履践を求める判決を下したとすれば、自国において間接強制を以てこれを実現させる余地がある⁷²ほか、後に自国において関連する損害賠償請求

⁷¹ 本稿の脚注67及びそれに対応する本文を参照されたい。なおブリュッセル Ibis 規則では、同規則24条に基づき法定専属管轄が複数の構成国に認められる事態が生じることを想定したうえで、同規則31条1項において「手続について複数の構成国裁判所に専属管轄が存在する場合には、後で提訴がなされた裁判所は、最初に提訴がなされた裁判所のために、自らに管轄が存在しない旨を宣言しなければならない」として、「管轄権の積極的抵触」を解消するための具体的方策を定めている。しかしながら、ブリュッセル Ibis 規則31条1項に対しては、法定専属管轄事項について限定的ながら原告によるフォーラム・ショッピングを認めるものであり、管轄の専属性という根本的な理念に反するといった批判が寄せられている（Dickinson/Lein (ed.), supra note 38, § 8.38 [M. Lehmann]）。

⁷² こうした考え方を示唆するものとして、前掲注（24）[座談会] 14頁[三村量一発言]。この場合に、債務者（被告）に対しては、外国の登記・登録の移転を実現させるために協力義務を果たすことが要求されることになる（Wenner, aa.O. (Fn. 43), 1024）。ちなみに、登記・登録の移転に必要な意思表示を求める

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

訴訟等が提起された場合には、当然に先行する確定判決として、その内容が考慮されることになるだろう⁷³。加えて、自国に登記・登録名義人が所在する場合には、自国裁判所は当該名義人に対して、第三者等への登記移転手続の履践を禁ずる保全処分を下すことも可能である。ドイツ民事訴訟法（ZPO）890条では、債務者が作為をしない義務又は作為の実施を受忍する義務に違反して作為をするときは、第一審の受訴裁判所は債権者の申立てにより、これら違反行為を理由として債務者に対して秩序罰金を科し、これを支払えない場合には秩序拘禁を命じることができる旨を規定するが、このような国内法の規定を用いることにより、外国の登記・登録に関する保全処分であっても、自国内で一定の実効性を確保することは可能であると考えられる^{74 75}。これらのことを考えれば、外

訴訟として捉えることも可能であるが、この場合には、判決の確定によって、当該移転に必要な意思表示が擬制されることになる（民事執行法174条、ドイツ民事訴訟法（ZPO）894条）。

⁷³ Wenner, aa.O. (Fn. 43), 1024.

⁷⁴ もっとも、わが国の民事保全制度を前提とする限りは、外国の登記・登録に関して保全処分を命じたとしても、その実効性確保に一定の限界が存在することを認めざるを得ない。わが国では、自国に登記・登録地が所在する場合には、処分禁止仮処分登記・登録を得ておくことで、これに反する第三者への移転登記・登録を職権で抹消することにより、当該保全処分の実効性が確保される（民事保全法53条及び同法54条。藤田広美『民事執行・保全』（羽鳥書店、2010年）216～217頁）。しかしながら、外国の登記・登録については、保全のためにこうした手段を用いることはできず、またドイツ民事訴訟法890条類似の規定も存在しないことから、わが国の法制度上、外国の登記・登録に関する保全処分の実効性確保には限界があると評価せざるを得ない。

⁷⁵ 他方、登記・登録国の裁判所において保全処分を講ずれば良く、わざわざそれ以外の国において保全処分を講ずる必要はないとする主張もあり得るだろう。しかしながら、保全処分は承認適格性を否定されるのが一般的であることから、登記・登録国以外の国に被告が所在する場合等を想定すると、登記・登録国の裁判所において保全処分を講じたからといって、その効力が登記・登録国以外の国に及ばない以上、その保全処分の実効性にはやはり一定の限界があると言わざるを得ない（Wenner, aa.O. (Fn. 43), 1024f.）。このことを踏まえると、外国の登記・登録に関する訴訟がわが国で提起された場合において、わが国が登記・登録国の法定専属管轄を尊重し自らの裁判管轄権を一律に放棄してしま

国の登記・登録を巡って自国で判決を下したとしても、必ずしも判決の実効性を確保できないわけではないであろう。とりわけ被告が自国領域内に所在する場合には、間接強制等を活用することでその実効性を確保することは、比較的容易であるとも考えられる。

また仮に、外国の登記・登録に対して自国が裁判管轄権を行使しても、その自国判決の実効性が確保できないとする認識の是非を措くとしても、自国判決の実効性に限界が生じるのは、主権国家が併存する国際社会において、自国の裁判管轄権とともに執行管轄権の行使に自ずと限界が生じることに主たる原因があることは自明であり、このことは何も殊更に外国が法定専属管轄を有する事案に限られる話ではないだろう。^⑤の批判に関する議論とも関係するが、法定専属管轄同士の競合に限らず、その他の管轄事項の競合も含めて広く「管轄権の積極的抵触」という事態の発生を許容する以上は、複数国家の間で同一事案について訴訟が併存し、その結果として、これら複数の国家間で異なる判決が下されること等により、判決の承認・執行が妨げられる可能性は常に存在するといふべきである。にも拘わらず、外国の法定専属管轄が関係する事案に限り、自国の裁判管轄権を行使するための条件として、当該外国で自国判決が承認・執行されその実効性が確保されることを殊更に要求する理由に乏しく、また主権国家が併存する国際社会の基本的構造を前提とする限り、元来が一国の判決の実効性には自ずと限界があるのであって、外国の法定専属管轄が関係する場合に限って、高いレベルで判決の実効性の確保を求めること自体がそもそも無理な要求であるように思われる。

(3) 反射的效果を否定する見解の補強的議論

以上の議論に加えて、法定専属管轄規定の反射的效果を否定する見解を支持するための補強的論拠を2つ指摘しておきたい。

まず、欧州連合では、ブリュッセル Ibis 規則の法定専属管轄を抑制的、制限的に (eng) 解釈すべきとの基本姿勢を採用していることである。各国の主権的関心にに基づき法定専属管轄が設けられる一方で、民事訴訟

えば、内国における保全処分発動の可能性の一切を切り捨ててしまうことにもなりかねず、賢明な判断とは言い難いように思われる。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

では当事者間における法的紛争の解決を目的に手続が進められることから、国家の要請と当事者の要請の間で均衡を図る必要がある。欧州司法裁判所は、法定専属管轄に一定の正当性を認めつつも、他方で、法定専属管轄が存在することにより、当事者にとって司法による権利救済の道が制限されることや、当事者による管轄合意や応訴管轄が認められず、当事者から法廷地選択の自由を奪い去るのみならず、住所地でもない法廷地に当事者を引っ張り出すなど、当事者の便宜に沿わない事態を惹起するリスクがあることを再三に亘って指摘してきた（こうした欧州司法裁判所の立場については、3.(3)①も参照）⁷⁶。その背景には、法定専属管轄がその正当化根拠を超えて広範に解釈・適用されるとすれば、当事者から事実上司法による権利救済の機会を剥奪しかねないという懸念があったのではないかと推察される。こうした欧州司法裁判所の基本姿勢は欧州の支配的学説にも広く共有されている⁷⁷。法定専属管轄規定の反射的効果を論じたとしても、それは外国の主権的関心を尊重することに繋がらない（4.(1)）どころか、無意味に私人である当事者から裁判を受ける権利や司法による権利救済の機会を奪い去るものでしかない⁷⁸。このことを踏まえると、少なくとも自国の規定によれば外国の専属

⁷⁶ [1977] ECR 2383, para. 17-18; [1992] ECR I-2149, para. 25; [2000] ECR I-393, para. 21; [2001] ECR I-2771, para. 14; [2006] ECR I-4557, 4594, para. 26; [2008] ECR I-7403, para. 18; [2011] ECR I-3961, para. 30. なお、ドイツ最高裁も同様の見解を示している（BGH v. 23. 10. 2012-X ZR 157/11, NJW 2013, 308, 309; BGH v. 3. 4. 2014-IX ZB 88/12, NJW 2014, 2798, 2800等を参照）。

⁷⁷ Geimer/Schütze, a.a.O. (Fn. 35), EuGVVO Art. 24 Rdn. 5f. [Geimer]; Magnus/Mankowski (ed.), supra note 32, Art. 24 No. 14 [Luís de Lima Pinherio]; Kropholler/Hein, a.a.O. (Fn. 35), EuGVO Art. 22 Rdn. 9; Paulus/Peiffer/Peiffer, a.a.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 4 [Paulus]; Linke/Hau, a.a.O. (Fn. 50), Rdn. 4.12; Junker, a.a.O. (Fn. 38), § 5 Rdn. 14 und § 14 Rdn. 5; Mayr (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 38), Rdn. 3.549 [A. Wittwer]; Dickinson/Lein (ed.), supra note 38, § 8.15 [M. Lehmann]; Hartley, supra note 38, § 12.05. なお、ブリュッセル Ibis 規則24条を抑制的、制限的に解釈すべしとする欧州司法裁判所の立場及び支配的見解に反対するものとして、Rauscher (Hrsg.), a.a.O. (Fn. 35), Art. 24 Rdn. 4 [P. Mankowski] がある。

⁷⁸ 横溝・前掲注(3) 135頁も同旨。

管轄が肯定される場合に限って言えば、「法定専属管轄に関する制限的解釈論」⁷⁹とでも称すべき欧州連合の見解は、わが国国際民事訴訟法においても基本的な解釈指針として共有し得るものと位置付けられるだろう。

第二に、第一の点とも関連するが、「当事者の利害 (Parteiinteressen)」⁸⁰を尊重することが、反射的效果を否定する方向に働くとも考えられる⁸¹。請求訴訟を想定すると、原告からすれば、例えば外国に所在する不動産に関する請求であったとしても、自身の請求内容を実現するという戦略上の観点からいずれの国で訴訟を提起すべきかを検討するであろうし、被告からしても、不動産所在地国で訴訟手続を進めることで得られる固有の保護利益はなく、最適な防御を確保し得る法廷地は何処かという問題を最優先の関心事項として位置付けるはずである⁸²。このことは、例えば、同一の構成国に居住する当事者が非構成国に所在する不動産を巡り争っている事案を想定すれば、より理解し易いであろう。欧州では、こうした事案について、「いわば国内事案 (Binnenfällen) とも言い得るものであって、敢えて法定専属管轄に関するブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果を肯定することによって、両当事者の住所が所在する構成国の国際裁判管轄を否定すべきではない」⁸³との見解が示されるに至っている。こうした事案を純粋に「国内事案」と評価するのはややもすると行き過ぎであろうが、具体的紛争の解決を最優先事項とする当事者の視点を重く視るのであれば、欧州連合の基準に照らして非構成国の主権的関心に関わる事項が争点になっているにしても、当事者が共に住

⁷⁹ 法定専属管轄に関する制限的解釈論の詳細については、嶋・前掲注 (30) 28～42頁を参照。

⁸⁰ 「当事者の利害」と言っても、様々な要素が含まれる。当事者は、(1)各々自身に身近な国の裁判所で訴訟を行うことを望むことがあるほか、(2)より多くの証拠が所在する国での訴訟を望むことも想定される。加えて、(3)当事者は予見可能性を確保すべく訴訟地を選択するほか、(4)原告は執行可能性を高めるために係争事物が所在する地での訴訟を望む傾向がある。こうした点については、Schack, aa.O. (Fn. 49), Rdn. 230ff. を参照。

⁸¹ Thürk, aa.O. (Fn. 39), 97.

⁸² Wenner, aa.O. (Fn. 43), 1025f.

⁸³ Mayr (Hrsg.), aa.O. (Fn. 38), Rdn. 3.548 [A. Wittwer].

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

所を有する構成国における紛争解決という選択肢をア・プリオリに排除するのは適当でないように思われる。

（４）登録知財権を巡る特別の考慮

公簿への登記・登録に関する訴訟の中で、特に留意を要するのは知財権であると思われる。具体的には、特許権、実施権及びその質権等の登録移転請求や抹消請求が典型例である。一般には、こうした知財権の登録に関する訴訟も民事訴訟法3条の5第2項の射程に入ると考えられており⁸⁴、外国知財権の登録に関する訴訟がわが国で提起された場合には、立法担当者及び主要な学説によれば、わが国の国際裁判管轄を否定するとの結論に至るだろう。なお、平成23年の民事訴訟法改正以前には、外国知財権の登録を巡って4件の裁判例（2.（1）③～④）があるが、これら裁判例が一貫した見解を示していないことは既述（2.（2））のとおりである。

もっとも、こうした立法担当者及び主要な学説の見解は、登録知財権の一括譲渡との関係で実務に大きな影響を与えかねない。ある発明にはわが国での特許出願だけでなく、必ずと言って良いほど対応する外国での特許出願を伴うため、当事者間で特許権を譲渡する場合には、これら内外における複数の特許権を一括譲渡することも多い。こうした場合に譲渡契約を巡り当事者間で紛争が生じ、登録移転債務の履行が問題になれば、立法担当者及び主要な学説の見解に基づく限りは、わが国の特許権についてはわが国で訴訟を提起することが強制される一方で、外国の特許権についてはわが国以外の国における訴訟提起を強いられることになるだろう⁸⁵。また、特許ライセンス契約にCOC（change of control）

⁸⁴ 佐藤＝小林編著・前掲注（4）109頁、鈴木・前掲注（7）102頁、牧野ほか編・前掲注（7）423頁〔井上泰人〕、澤木＝道垣内・前掲注（1）294頁、本間ほか・前掲注（17）65頁〔中野俊一郎〕、西谷・前掲注（15）297頁等。執筆者は登記・登録の移転・抹消請求等を民事訴訟法3条の5第2項の対象に含めることにも異論があるが、紙幅の関係もあるので、この点に関する私見の詳細は別稿に譲ることにした。

⁸⁵ 申美穂「判批」平成27年重判解（ジュリスト1492号）305頁、茶園茂樹「知的財産権関係事件の国際裁判管轄」国際私法年報11号66頁（2010年）。

条項⁸⁶が設けられることがあるが、ライセンス供与先企業の支配権がM&A等により変動した場合に、この条項に基づいて供与元企業には当該ライセンス契約を解除する権限が付与される。供与元企業がこの条項に基づいてライセンス契約を解除すれば、特許権の実施権登録の抹消を巡って、登録国毎に区々訴訟を提起することを強いられる可能性が指摘されている⁸⁷。こうした事態ともなれば、実施権登録の抹消を求めるに当たって登録国毎に訴訟が分断されることになるが、それは訴訟コストの増嵩に繋がるだけでなく、登録国毎に判断が分かれることで当事者間の法律関係の安定性が損なわれる惧れも否定し得ない。

さらに言えば、特許権譲渡契約の場合が典型であるが、譲受企業から登録移転債務の履行が求められた場合に、譲渡企業は代金債務の履行を求めて反訴を行う可能性がある。仮に外国特許権の登録に関する事項につきわが国の国際裁判管轄が認められないとすれば、わが国裁判所では、譲受企業からの本訴のうち、わが国特許権の登録移転に関する部分に限り、自らの管轄を肯定して本案処理を行うに止まるだろう。他方で、譲渡企業からの反訴について、わが国裁判所がわが国特許権の登録移転に対応する代金債務のみを取扱うのであれば兎も角、わが国裁判所が外国特許権の登録移転に対応する部分も含めて、当事者間における譲渡契約で示された代金債務全額について裁判管轄権を行使することが許容されるのであれば、本訴、反訴の間で請求の取扱いを巡って不均衡が生じてしまう⁸⁸。

⁸⁶ COC条項の一般的な説明については、西村総合法律事務所編『M&A法大全』（商事法務研究会、2001年）717～718頁〔谷川達也〕、森・濱田松本法律事務所編『M&A法体系』（有斐閣、2015年）894～895頁〔青山大樹〕を参照。

⁸⁷ 前掲注（24）〔座談会〕17頁〔末吉互発言〕。

⁸⁸ あるいは、譲渡企業が反訴ではなく、本訴の中で抗弁として、譲受企業による代金債務の不履行を主張することも考えられる。この場合には、譲渡企業としては、「譲受企業の代金債務のうち、わが国特許権の登録移転に対応する部分について不履行が生じていること」を立証する必要があると考えられる。しかしながら、現在の契約実務では、譲渡代金について「わが国特許権は〇〇ドル、S国特許権は××ドル…」といった如く、各国特許権に対応する形で代金額を分けて契約に記載しないのが通常であろう。そうした中で、譲渡企業

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

これは既述(4.(3))の「当事者の利害」とも関係することであるが、譲渡企業、譲受企業からすれば、特許権譲渡契約を締結するに当たり、各自が当該契約に伴う総ての法的リスクについて一体として判断を行い、合意に向けた意思形成を図っているはずである。わが国特許権だけではなく、外国特許権についても同様に、登録移転に関する請求を行う必要があるのであれば、また、特許権の登録移転債務の裏側に存在する代金債務の履行も併せて問題になるのであれば、これらが同一の特許権譲渡契約に起因する法的紛争である以上、当事者はこれらの事項総てを纏めて、紛争の一体的な解決を図られることを期待するのが通常であろう。とりわけ、当事者が特許権譲渡契約の中にわが国に専属管轄を認める合意条項を設けている場合や当事者がともに日本企業である場合には、当事者としては、外国特許権の登録移転及び外国特許権に関する代金債務の履行についても、わが国特許権に関する同様の請求と併せて、わが国裁判所において一体的な紛争解決を図ることを強く希望しているものと推察される。少なくともこうした場合には、当事者の期待の保護及び当事者の予見可能性の確保という視点からも、外国の主権の関心への配慮に優先させる形で当事者の意思を尊重することが、強く要請されるように思われる⁸⁹。

これまでわが国裁判所では外国知財権の登録を巡る幾つかの訴訟が提起されているが、それらはいずれも外国知財権の譲渡に関連して登録の移転若しくは抹消を争うものであった(2.(1)③～④)。このような訴訟類型では、当事者間に契約等基礎となる実体的法律関係が既に存在していることが多い。わが国裁判所としては、国際民事訴訟法に照らしてかかる実体的法律関係について裁判管轄権を行使することが許容されるのであれば、その実体的法律関係に関する判断結果を反映させる形で、

が、契約代金の一部について譲受企業が債務履行を怠っていることを抗弁として提出したとしても、その代金債務の不履行がわが国特許権の登録移転に対応していることを立証できなければ、不適法抗弁として取扱われる恐れが指摘されている(前掲注(24)[座談会]18頁[三村量一発言])。

⁸⁹ 駒田泰士「判批」新・判例解説 Watch16号263頁(2015年)、茶園・前掲注(85)66頁、河野俊行編『知的財産権と渉外民事訴訟』(弘文堂、2010年)393頁[大野聖二]も同旨を論じる。

外国知財権の登録の帰趨について判断を行ったとしても、登録国である外国の主権的関心との関係において然程の摩擦が生じるとも思われない。それどころか、既述のとおり、基礎となる実体的法律関係から生じる紛争の一体的解決を求める当事者の期待を保護し、当事者の予見可能性を確保するという視点からは、むしろ望ましいと肯定的に評価されるケースの方が多いであろう。当事者の視点を重く視れば、民事訴訟法3条の2以下の一般的な管轄規定に基づいて、わが国の国際裁判管轄を肯定できるのであれば、わが国の裁判所が実体的法律関係に関する判断に止まらず、これを反映させるべく、外国知財権の登録に関する判断も併せて行うべきとの要請は強いと思われる。

これに対して、外国知財権に関する訴訟としては、例えば、権利又は登録の無効確認請求や取消請求といった類型も考えられる。わが国の知財法の枠組みでは権利又は登録無効確認等に関する第一次判断を行政機関による審判手続に委ねるが、仮にこれらの問題についても私人間の民事請求に委ね、かつ裁判所の管轄事項に含める法制を採用する国があるとするれば、わが国に住所を有する私人間において、当該国の知財権又はその登録を巡って無効確認等を求める訴訟がわが国裁判所に提起される可能性があるだろう⁹⁰。立法担当者及び主要な学説が、民事訴訟法3条の10を足掛かりに同法3条の5を双方化させる形で、わが国裁判所において外国の登録知財権に関する訴訟を却下することを企図するのは、恐らくはこうした訴訟類型を主として念頭に置いているからではないだろ

⁹⁰ あるいは、本文とは異なり、登録国において、私人から登録機関に対して登録無効確認等を求める訴訟を提起することが認められ、かつ同国ではこれを民事請求として構成している場合も想定され得る。こうした訴訟がわが国裁判所に提起されたケースについては、どう考えるべきか。登録国が民事請求として構成している以上、民事訴訟法の規定に基づいてわが国の国際裁判管轄の有無を判断するという選択肢も考えられるが、こうした請求は登録国法上民事という外装を纏ってはいるものの、わが国の法体系における基準に沿って引き直せば、その本質は非民事の領域に属する訴訟である。わが国としては、こうした本質を有する訴訟を民事訴訟として位置付けるべきではなく、非民事として性格付けたうえで、民事訴訟法に基づいてわが国で審理することを否定するのが適当である。

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

うか。執筆者自身もこうした訴訟類型についてまでわが国の国際裁判管轄を及ぼすことが適当とは考えていない。知財権又はその登録の無効確認等を求める訴訟が知財権の出願・登録における手続の適正を判断するものである以上、最も適正かつ迅速にその判断を下すことができるのは、当該手続を行った登録国であると考えるのが自然である。当事者がわが国裁判所において、出願・登録手続の瑕疵、要件の不充足を理由として、外国知財権又はその登録の無効確認等を請求する場合には、仮令民事訴訟法3条の2以下の一般的な管轄規定に基づいてわが国の国際裁判管轄が肯定され得る場合であったとしても、殆どの場合には、同法3条の9に基づいて最終的にはわが国の国際裁判管轄を否定し訴えを却下すべきであろう。

5. むすび

平成23年改正民事訴訟法の立法担当者や主要な学説が、民事訴訟法3条の5及び同法3条の10を根拠として、「外国の登記・登録に関する訴訟はその外国の専属管轄に服すべきものであり、これについてわが国が裁判管轄権を行使することは認められない」と当然のように論じる。欧州連合では、同様の問題はブリュッセル Ibis 規則24条の反射的效果を肯定するか否かという枠組みの中で議論されるが、わが国とは異なり、欧州連合における支配的見解は、ブリュッセル Ibis 規則が構成国の国際裁判管轄を基礎付けはするものの、非構成国の国際裁判管轄を基礎付ける権能や構成国と非構成国の間で管轄を配分する権能を有しないこと、非構成国の登記・登録に関する訴訟について構成国の国際裁判管轄を否定すれば「管轄権の消極的抵触」という事態を惹起する惧れがあること、ブリュッセル Ibis 規則24条は制限的、抑制的に解釈されるべきこと等を理由として、その反射的效果を否定していることは、既に説明したとおりである(3.(3))。また、法定専属管轄は国家の主権的関心を反映したものであるが、民事訴訟は当事者間における具体的な法的紛争を解決することを目的とするものである。そうであれば、わが国裁判所が自国の主権的関心を当事者の利害に優先させるのは兎も角、当事者の利害との関係において外国の主権的関心を無条件に優先させるべき謂

わけではないであろう。一例であるが、わが国特許権のみならず外国の特許権も含め、同一発明に対応する権利を一括譲渡する契約を締結したものの、これら特許権の登録移転を巡って当事者間で紛争が生じる場合を念頭に置けば、外国の特許権についても、わが国特許権と併せてわが国裁判所で一体的な紛争の解決を図るのが、当該契約締結時における当事者の意思・期待に沿うことが多いはずであり、これを外国の主権的関心に優先させても差支えないのではないか、と思われる。

さらに言えば、民事訴訟法3条の5は、わが国の主権的関心を踏まえてわが国の専属管轄に服すべき事項は何かという問題意識に立って策定されたものであるが、外国の主権的関心がわが国のそれと一致する保障がない以上、この規定を外国の専属管轄を判断するための基準として用いたとしても、必ずしも適正に機能するとは限らない。にもかかわらず、法定専属管轄に関するわが国の規定を用いて外国の専属管轄を認定しようとすることに、そもそも問題の根源があると捉えるべきだろう。わが国の立法担当者や主要な学説からすれば、それは「相互主義」や「国際的公平」といった理念を尊重する趣旨なのかもしれないが、少なくとも、わが国の基準に基づき外国の主権的関心を推し量ることの実際的な意義は乏しいと言わざるを得ない。

以上のことを踏まえて、私見では、「外国の登記・登録に関する訴訟であっても、民事訴訟法の一般管轄規定に基づきわが国の国際裁判管轄を肯定しても一向に構わない」という結論を正面から認める^{91 92}。わが国

⁹¹ 執筆者の主張をより厳密に言えば、「民事訴訟法3条の5に規定する法定専属管轄の連結点が外国に所在する場合であっても、一般的な管轄規定（同法3条の2から3条の4まで及び同法3条の6から3条の9までの規定）に基づけばわが国に国際裁判管轄が認められるときには、わが国の国際裁判管轄を肯定しても構わない」ということである。

⁹² 執筆者は以前、平成27年判決（本文2.(1)㉔）のうち、フランス所在の不動産にかかる移転登記の抹消請求を認容した箇所について、立法担当者及び主要な学説の見解に従って、わが国の国際裁判管轄を否定し訴えを却下すべきであったとして、この判決を批判的に論じたことがある（嶋・前掲注（16）126頁）。しかしながら、本稿において、立法担当者及び主要な学説の見解とは異なり、民事訴訟法3条の5の双方化を否定する立場を採用する以上、平成27年判決に

わが国は「外国の登記・登録に関する訴訟」に裁判権を行使してはいけないのか？

が裁判管轄権を行使するに当たって、外国の法定専属管轄に該当するか否かについて一切顧慮する必要はないというのが、その趣旨である。そのうえで、詰まるところ、解釈論としては、法定専属管轄規定（その代表例は民事訴訟法3条の5）を次の2つの機能を有するものとして捉え直すことになるだろう。

- (A) 直接管轄の局面では、民事訴訟法3条の2から3条の4まで及び同法3条の6から3条の9までの規定の適用結果の如何に拘わらず、同法3条の5に基づきわが国の法定専属管轄が肯定されるのであれば、同法3条の5が直接管轄の根拠条文として優先される。
- (B) 間接管轄の局面では、民事訴訟法3条の5に規定されるわが国の法定専属管轄事項について、外国が国際裁判管轄を行使し判決を下したとしても、当該外国判決は同法118条1号の要件を満たさないことから、当該外国判決を承認しこれを執行する余地はない^{93 94}。

関する従前の見解を改める必要があると考える。本件事案では被告（Y夫婦及びその子A等）が日本に居住していることから、民事訴訟法3条の2第1項に基づいてわが国の国際裁判管轄が認められる。そのうえで、次に問題とすべきは民事訴訟法3条の9の適用の有無である。同法3条の9を検討するに当たっては、移転請求の対象が外国不動産の登記であること等の事実がわが国の国際裁判管轄を否定する方向に作用するものの、他方で、①登記の移転当事者（Y夫婦及びその子A等）が総て日本に所在する等、本件登記移転に関しても内国牽連性が相対的に高いと評価し得ること、②Y夫婦とその子A等の間の外国不動産の権利移転に関する約定は日本国内でなされており、その権利移転の実体を反映させるための本件登記の移転に関しても、日本国内に比較的多くの証拠が存在すると見込まれること、③登記の移転先であるA等は日本に居住しており、わが国内においても、間接強制等を活用することでA等に登録抹消の履行を促すことが可能であることなど、わが国の国際裁判管轄を肯定する方向に作用する要素が数多く見受けられる。こうしたことを踏まえると、本件事案について民事訴訟法3条の9の適用はないと考えるのが、適当であろう。以上の検討結果から、従前の私見を訂正し、平成27年判決においてフランス所在の不動産にかかる移転登記の抹消請求を認容したことについても、妥当な判断であったと評価することとしたい。

⁹³ 平成23年民訴法改正前の事案であるが、こうした見解を採るものとして名古屋高判平成25年5月17日平成24年（ネ）1289号がある。同判決では、日本の知財権の登録に関する訴えがわが国の法定専属管轄事項であることから、日本

なお、民事訴訟法145条3項及び同法146条3項但書については、わが国の法令によりわが国裁判所が中間確認の請求又は反訴の目的である請求について国際的な専属管轄を有しない場合には、中間確認の訴え又は反訴をわが国裁判所に提起できない旨を明文で規定していることから、これを解釈論によって覆すことは困難である。立法レベルでこれら規定の見直しを図るほかあるまい。

(追記) 本論文は、JSPS 科学研究費補助金 (17K03379、20K20415)、及び公益財団法人・全国銀行学術研究振興財団 (2020年度研究助成) の研究成果の一部です。関係者の皆様に謝辞を申し上げます。

の特許権の移転登録を命じた韓国判決が民訴法118条1号の間接管轄要件を満たさないとして、その内国での執行を認めなかった(同判決の詳細については、横溝大「批判」ジュリスト1487号106頁以下、申・前掲注(85)304頁以下を参照)。

⁹⁴ なお、判決国(A国)が、民事訴訟法3条の5に基づけば第三国(B国)に法定専属管轄の連結点が所在する場合であっても、A国法中の一般的な管轄規定(例えば被告住所地管轄)を根拠として自国の国際裁判管轄を肯定し判決を下した場合に、わが国としてこのA国判決を承認し得るかが一応は問題となり得る。しかしながら、本文のとおり、わが国の直接管轄ルールとして、「民事訴訟法3条の5に規定する法定専属管轄の連結点が外国に所在する場合であっても、一般的な管轄規定(同法3条の2以下)に基づいて、わが国の国際裁判管轄を肯定しても構わない」という結論を認める以上、少なくとも民事訴訟法118条1号に照らしてA国判決の承認・執行を拒絶する正当な理由は見出し難い。横溝・前掲注(3)136～137頁も同旨(本稿の脚注10も併せて参照)。